戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）

SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム

Solution-Driven Co-creative R&D Program for SDGs (SOLVE for SDGs)

2019 年度　公募要領

公募期間

2019 年 6 月 3 日（月）

～2019 年 7 月 29 日（月）12:00

国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

社会技術研究開発センター ／ 「科学と社会」推進部

2019 年 6 月

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）提案公募の概要

この「募集要項」にて提案を募集する研究開発プログラムは、SDGs 達成に向けた共創的研究開発プログラム（以下、「本プログラム」という。「第 3 章　研究開発プログラムの概要」をご参照ください。）です。他の領域・プログラムとは内容・日程等が異なりますので、ご注意ください。

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

応募は e-Rad（府省共通研究開発管理システム）を通じて行っていただきます（「4.7　応募方法」参照）。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

本プログラムは「シナリオ創出フェーズ」「ソリューション創出フェーズ」に分かれており、それぞれ提出する提案書の様式、e-Rad 上の提出先（アップロード先）が異なります。提案書作成・提出にあたっては誤りのないよう、よくご確認ください。

また応募の際は、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	6 月 3 日(月)
募集説明会	6 月 10 日(月)（東京：フクラシア東京ステーション） 6 月 14 日(金)（大阪：大阪コロナホテル）
提案書受付期限（※）	7 月 29 日(月)　正午
書類選考期間	8 月（予定）
書類選考の結果通知	面接選考会の 1 週間前までに連絡（予定）
面接選考会	10 月 11 日(金)・12 日(土)・22 日(火・祝) のうち JST の指定する日（予定）
面談（採択条件の説明）	適宜実施
選考結果の通知・発表	10 月中（予定）
研究開発の開始	11 月（予定）

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。**面接選考では、提案者（研究代表者、協働実施者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。**
※面接選考会の実施日は決定次第、下記のウェブサイトに掲出しますのでご確認ください。
https://www.jst.go.jp/ristex/examin/sdgs/solve.html

b. 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者（研究代表者）に通知します。

c. 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。

○応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です。詳細は「4.5 応募要件」「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

提案のご応募にあたっては、本募集要項の記載内容を十分ご確認ください。皆様からのご応募・ご参加をお待ちしています。

■RISTEX 提案募集ウェブサイト
https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって 8

1.1 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要 8

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ 9

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について 9

1.2.2 ダイバーシティの推進について 10

1.2.3 公正な研究活動を目指して 12

1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて 12

第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方 14

第 3 章 研究開発プログラムの概要 19

3.1 プログラムの背景・目標 19

3.2 プログラムの枠組み・方法 19

3.2.1 研究開発の対象 20

3.2.2 研究開発のフェーズ 21

3.2.3 提案および研究開発にあたっての留意事項 22

3.2.4 プロジェクト終了後の展開 23

第 4 章 公募・選考 25

4.1 公募期間・選考スケジュール 25

4.2 研究開発期間 26

4.3 研究開発費（直接経費） 26

4.4 採択予定件数 27

4.5 応募要件 27

4.5.1 重複応募について 27

4.5.2 提案者の要件 28

4.5.3 実施機関の要件 30

4.6 応募方法 31

4.7 選考方法 32

4.7.1 選考のプロセス 32

4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施 32
4.8 選考にあたっての主な視点 35
4.9 お問い合わせ等 38

第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について 39
5.1 実施計画 39
5.2 実施体制 39
5.3 実施拠点 40
5.4 委託研究契約 40
5.5 研究開発費 41
5.5.1 研究開発費（直接経費） 41
5.5.2 間接経費 42
5.5.3 複数年度契約と繰越制度について 42
5.6 報告 42
5.7 評価 42
5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等 43
5.9 実施機関等の責務等 45
5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合 47
5.11 その他留意事項 48
5.11.1 出産・子育て・介護支援制度 48
5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について 48

第 6 章 応募に際しての注意事項 50
6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について 50
6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 51
6.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況 54
6.4 不正使用及び不正受給への対応 54
6.5 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 56
6.6 関係法令等に違反した場合の措置 56
6.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について 57
6.8 繰越について 57
6.9 府省共通経費取扱区分表について 57

6.10 費目間流用について 57
6.11 年度末までの研究開発期間の確保について 58
6.12 社会との対話・協働の推進について 58
6.13 人権の保護および法令等の遵守への対応について 59
6.14 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について 59
6.15 研究設備・機器の共用促進について 60
6.16 博士課程（後期）学生の処遇の改善について 61
6.17 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について 61
6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） 62
6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について 63
6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について 64
6.21 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について 68
6.22 研究提案書記載事項等の情報の取扱いについて 68
6.23 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて 69
6.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について 69
6.25 研究者情報の researchmap への登録について 69
6.26 JST からの特許出願について 70

第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 71

7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について 71
7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項 71
7.3 e-Rad による応募方法の流れ 72
7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先 72
7.5 具体的な操作方法と注意事項 74

第 8 章 提案公募 Q&A 87

第 9 章 提案書の記載要領 95

第 10 章 参考資料 134

第 1 章　研究提案公募に当たって

1.1 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）および「科学と社会」推進部は、社会の具体的な課題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会課題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な課題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、本事業という）は、RISTEX 等において社会課題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラム（以下、領域・プログラムという）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。領域・プログラムのマネジメントは、領域・プログラムアドバイザーの協力を得て、領域・プログラム総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、プログラム総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

○プログラム総括
プログラムの目標達成に資するプログラムの運営責任者として、プログラムをマネジメントする者。
○プログラム総括補佐
プログラム総括からの委任を受けて、プログラム総括の役割の一部を代行する者。
○プログラムアドバイザー
専門的な立場からプログラム総括に適切な助言を行う者。

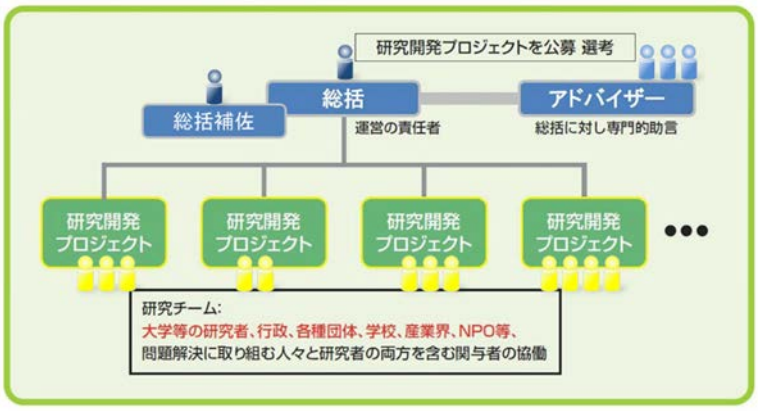

プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザーは、研究開発実施場所訪問（サイトビジット）などによりプロジェクトの進捗を把握し、研究開発チームの自主性・自律性を尊重しつつ指導や助言を行う。また、プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、事後評価等を行う。このほか、プロジェクトの活動や成果を公開して、人脈形成を促す機会や、外部からの意見を採り入れる機会を提供する。

○研究代表者
プロジェクトを代表する、プロジェクトの総責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理等を実施機関とともに適切に行う。
○協働実施者
社会課題に取り組む当事者の代表。研究代表者と共に、リーダーシップをもって自らプロジェクトを推進する。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

領域・プログラムによって募集要項、提案書の様式が異なりますのでご注意ください。
本プログラムにおいては、「シナリオ創出フェーズ」「ソリューション創出フェーズ」で提案書の様式、提出先等が異なります。特にご留意願います。

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書**「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」**が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思います。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長　　濵口　道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文）https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html

（英文）https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html

1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献

していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長　　濵口　道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事　経営企画部ダイバーシティ推進室長　　渡辺　美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1．JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2．JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3．JSTは研究不正に厳正に対処します。
4．JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長　　濵口　道成

1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データ

の保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

○ オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04

第 2 章　募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方

プログラム総括：関　正雄

明治大学 経営学部 特任教授／損害保険ジャパン日本興亜株式会社 CSR 室 シニア アドバイザー

1．SDGs の背景にあるもの

SDGs（Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標）にいう Sustainable Development の定義として世界中に普及しているのが、ノルウェー初の女性首相であるグロ・ハーレム・ブルントラント氏が委員長を務めた、通称・国連ブルントラント委員会の報告書”Our Common Future”(1987)における定義です。それは、「将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を危険にさらすことなく、現状のニーズを満たす発展」というものです。

1987 年に確立されたこの概念は、それから 30 年以上経った今でもなお、色あせることなく通用しています。それどころか、危機感を伴ってますますこの概念の重要性と、実現の必要性が強く認識されるようになっています。その強い危機感が、2015 年の国連での SDGs 採択につながったとも言えましょう。ブルントラント委員会の先見性と洞察力をたたえる一方で、冷静に考えれば未だに課題を解決できていないことは、とても残念なことです。

さまざまな統計の推移を見れば明らかなように、人類社会の持続可能性は決して改善されたとは言えず、将来世代はますます危険にさらされ、現状のニーズも満たされていません。この 30 年間で地球温暖化は亢進し、ついに大気中の CO2 濃度は危険水域と言われる 400ppm を越えました。ようやく 2015 年の COP21 でパリ協定が合意され、世界中の国々が力を合わせて気候変動と戦うとコミットしましたが、現状の各国の自主目標レベルでは、科学者が強く推奨する産業革命以降の気温上昇を 1.5℃以内に抑えることは到底不可能で、国際合意となった 2.0℃目標も、このままでは絵に描いた餅に等しい状況です。

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル）の報告書によれば、今世紀末までに、最悪４.8℃の気温上昇や最大 0.82mの海面上昇が予測され、生態系への打撃や自然災害の激甚化をはじめ、食料・水・健康など、あらゆる面で社会・経済や人々の暮らしへの計り知れない影響が予想されています。

気候の危機とともに、この 30 年間で生物多様性も急速に失われています。2019 年 5 月に発表された IPBES（Intergovernmental Science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Service: 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）の報告書に

よれば、現在 100 万種もの生物が絶滅の危機に晒されています。生物多様性の減少は生態系サービスの大幅な低下を招き、多岐にわたる人間社会への大きな影響が予想されます。例えば花粉媒介生物の減少は農作物収量の減少を招き、年 5,770 億ドルの経済損失につながるとの試算もされています。

2．今、世界で起きていること

2018 年 8 月、スウェーデンの 15 歳の少女グレタ・トゥーンベリさんは、毎週金曜日に学校の授業をボイコットして国会議事堂前に座り込む、気候変動政策への抗議活動をたったひとりで始めました。この活動は、その後「未来のための金曜日」運動として欧州各国をはじめ世界中に広がりました。その後 COP24（第 24 回気候変動枠組み条約締約国会議）に招かれてスピーチしたグレタさんは、「政治的に何が可能かではなく、何をする必要があるのかに目を向けようとしない限り、希望はありません。」ときっぱりと述べて、若者の未来を守り気候の危機を回避する行動を政策決定者に強く迫ったのです。落ち着いた口調で語るグレタさんの力強いメッセージは、世界中でこれまでにない規模の共感の嵐を巻き起こして、若者を行動へと駆り立てています。2019 年 3 月 15 日の金曜日には、世界の 125 もの国でティーンエイジャーが一斉に立ち上がり、デモ行進をしました。

まさに気候変動との戦いには、これまでの延長線上にない新たな社会経済システムを作り上げるという勇気と覚悟をもって、SDGs が理念の根本に据える「トランスフォーメーション」を遂行することが求められているのです。

SDGs がもうひとつ理念の柱に据える「誰一人取り残さない」に関していえば、貧困と格差拡大が大きな地球規模の課題となっています。国際 NGO オックスファムの 2019 年度の報告書では、進む富の偏在と拡大する一方の格差は、もはやコントロール不可能な状況になってしまったとしています。例えば、世界で最も豊かなわずか 26 人の富裕層の保有する資産が、貧しい方から数えた世界人口の半分、38 億人の保有資産と等しかった、としています。さらに、2018 年に新たに生み出された富の約 80%は、世界で最も豊かな 1%が手に入れてしまい、経済的に恵まれない下半分の 38 億人の人々が手に入れたのはわずか 1%未満だったとのことです。

さらに気候変動と貧困という、二つの地球規模課題の相互関係でいえば、異常気象や自然災害など気候変動の負の影響を最も強く受けるのは、こうした貧困層など脆弱な人々であることに注意が必要です。気候変動の緩和に取り組み脱炭素社会を目指すと同時に、防災をはじめ気候変動への適応策にこれまで以上に力を入れることによって、気候変動に対してリジリエントな（強くしなやか

な）社会を目指すことは、今や喫緊の課題です。持続可能で包摂的な右肩上がりの経済成長を目指すだけではなく、自然災害等の下方リスクに対してリジリエントな社会の実現が必要とされているのです。

３．私たちは何をすべきか

いうまでもなく、こうした気候の危機や貧困といった地球規模の課題は、決して他人事ではありません。日本国内に暮らす私たちにも、長期的な大変革を起こすためのアクションが求められています。そして同時に、持続可能で誰も取り残さない社会をつくるために、日本社会として特に解決を迫られている差し迫った問題がいくつもあります。

たとえば、少子高齢化が急速に進むわが国では今後、社会を維持するための生産年齢人口が激減し、将来世代において現状の社会システムの維持が不可能なことは明白となっています。長期的にみれば必ず訪れることがわかっているこの危機に対して、私たちは気づいていないか、または気づいていても対処のための十分な行動を起こせていないのが現実です。東京など大都市への人口集中傾向は続くと予想され、東京以外の地方では県庁所在地などの中核都市においてすら、人口減少や特に生産年齢人口の減少によって、深刻な地域社会持続可能性の危機に直面しつつあるのが現状です。

しかし、「課題先進国日本」という言葉が示すように、日本が抱える諸問題はこれから他の多くの国がやがて必ず直面する現実でもあります。よって日本が先んじて有効な解決策を身をもって実証することができれば、今後諸外国においてもお手本として活用することができ、日本モデルを世界へ展開する可能性を有しているといえます。危機はチャンスでもあり、世界の課題解決に日本がソリューションを提供することによって、中長期的な日本の成長と発展につなげることができる、またとないチャンスが訪れていると考えられます。

特に、急速に進行する STI（科学技術イノベーション）は、そのための有効な手立てになりうるといえるでしょう。例えば、AI、IoT、ビッグデータ、5G、ロボティクス、ドローン、ブロックチェーンなどの情報技術を活用したサービスは、スマート農業、モビリティや流通、医療やヘルスケア等、日常生活に関連する分野でもすでに広く活用され始めています。時には既存秩序を破壊し、社会や人々の暮らしを大きく変えてしまう力を持ったこれらの技術は、新たな技術であるがゆえにさまざまなリスクも内包していることは事実ですが、社会をトランスフォームして、誰も取り残さない社会をつくる、という高い理想を掲げる SDGs の実現にとって、決して欠かすことのできない推進力です。

技術は万能ではなく、また技術そのものが課題を解決してくれるわけでもありません。加速度的に進むデジタル技術をはじめとする科学技術を、あくまでも人と社会の未来のために用いて課題解決の力とする、つまり人間社会のために活用する主体側の知恵とコントロール力を求められます。「人間中心（human-centric）の超スマート社会を構築する」ことが、目指すソリューションのコンセプトだと言えましょう。

2016 年 1 月に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画で示された日本の新しい成長モデル、「Society 5.0 for SDGs」戦略の核心もまさにここにあります。日本産業界も、この戦略の実行を担う主体として Society 5.0 for SDGs 戦略を支持しています。経団連では、SDGs を組み込んで大幅改定し 2017 年 11 月に発表した、会員企業の行動規範である企業行動憲章において、産業界が「持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う」という意思を明確にし、具体的アクションを示す憲章実行の手引きにおいて Society 5.0 for SDGs への取り組みを明記しました。また、2018 年 11 月には包括的な戦略「Society 5.0 ～ともに創造する未来～」を発表して、新たな時代への政策提言を行っています。

今こそ、長期的な視野に立って、政府、学界、産業界、市民社会、消費者、労働界、メディアなどすべてのセクターと関係者が知恵と行動力を結集して、グローバルな課題やローカルな課題に対する解決策を、創出しスケールアップしていく時です。カギはこれまでにない、新たな技術やアイディアを最終的に社会に実装するための、研究開発段階からの一貫したステークホルダー参画・対話に基づくソリューションの共創です。

４．本プログラムがめざすもの

本プログラムでは、このように STI（科学技術イノベーション）を活用して特定の地域における社会課題を解決し、その成果を事業計画にまでまとめあげて、国内外の他地域に展開可能なソリューションとして提示することを目指します。技術シーズを基盤としますが、テクノロジー・ドリブンではなく、科学技術をあくまで課題解決のために適正化・カスタマイズされるべき、社会システムのいわばひとつの構成要件としてとらえる「ソリューション・ドリブン」の考え方に立ちます。そして、目標とする社会のあり方を外部環境や客観的な科学的知見などをベースにしてアウトサイド・インでまず見定め、現状との差分を逆算して何をなすべきか考える「バックキャスティング」の発想を重視します。

今日、地域が抱える課題は多岐にわたるとともに複雑化しており、その解決のためには、個々の主体が個別に対応するのみならず、多様なステークホルダーの協働によって部分最適ではない全体

最適な解を見出す努力が不可欠です。SDGs の 17 の目標も、独立したバラバラな目標の寄せ集めではなく、目標間の相互関連やトレードオフ、シナジーに留意して取り組む必要があります。多様なステークホルダーが連携する共創的な活動を通じて社会システム自体を変容させることで、社会をより持続可能で包摂的でリジリエントな（強くしなやかな）ものとする、というスタンスが重要であると考えられます。

SDGs では、先進国、途上国に関わらず、市民をはじめ、企業、中央／地方政府、NPO、研究者など、各々の立場を超えて共通する目標を整理して据え、「誰一人取り残さない(Leave No one behind)世界をつくる」ことを目標にしています。研究者は研究者の、自治体は自治体の、それぞれ固有の課題を抱えています。基本的には、そうした問題についてはそれぞれのセクターが「専門家」であり、それぞれのセクターで解決すべきと考えられがちです。しかし、これを SDGs の観点からとらえなおすことで、この社会に生きる誰もが関係者として参加し、対話し、学びあい、アイディアを出し、強みを生かして協働すべき共通の課題になります。このような基本的な考え方に立つことなしには、現代の社会が抱える困難で複雑な課題を解決することはできません。そしてセクター単独では生み出しえない、大きなインパクトの創出が可能となります。

本プログラムでは、そのための共創的活動（課題の抽出・共有、対話・コミュニケーション・信頼構築、多様な主体が集まるための場・ツールづくり・運営制度の設計、成果の指標（KPI）や中間目標の構築・解決シナリオの策定、フィールドにおける可能性試験、実証試験、事業計画の策定）を通じて、社会をトランスフォームし、誰も取り残さない、強靭で包摂的で持続可能な社会を実現するために、「シナリオ」「ソリューション」という形での、社会にインパクトがあり「意味のある」変化を起こすための生きた知見を創出することを支援します。

第 3 章　研究開発プログラムの概要

3.1 プログラムの背景・目標

2030 アジェンダ（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）では、「直面する課題」として貧困、飢餓、不平等などのほか、気候変動、自然災害などが挙げられており、これらへの取り組みが期待されています。

同じく 2030 アジェンダでは、情報技術・医学・エネルギーなど幅広い分野における科学技術イノベーション(STI)は人間の進歩を加速化させ、デジタルデバイドを埋め、知識社会を発展させる大きな潜在力を有する旨が主張されています。科学技術イノベーションは重要な実現手段として位置づけられており、目標達成に向けた貢献が求められています。

2030 アジェンダには、「誰一人取り残さない(No one will be left behind)」という基本理念のもと、17 の持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)と 169 のターゲットが掲げられています。この SDGs の達成に向けて、社会課題を特定し科学技術イノベーションを手段とした解決策を創出するには、「社会課題に国内の地域で取り組んでいる人」と「自らの技術シーズを社会課題への取り組みに活用したい人」が手を組み研究開発を行うことが重要と考えます。本プログラムでは両者の共創による研究開発を推進します。

本プログラムでは、研究開発の提案を募集し、研究開発プロジェクトとして選定します。プロジェクトでは、国内の地域において社会課題を特定し、その解決策を実証するとともに、プロジェクト終了後に解決策を実現するための事業計画を策定します。この解決策と事業計画を合わせてソリューションとし、ソリューションを創出することを目標とします。

本プログラムにより創出されたソリューションは、社会課題に取り組む人たちが引き継ぎ、特定地域への解決策の定着を図り、更には海外を含め他地域へ展開する活動を通じて地域レベルでの実績を積み重ね、SDGs の達成につなげることを期待します。

3.2 プログラムの枠組み・方法

SDGs の達成に向けて、地域における社会課題に対するソリューションを創出するため、既に得られている技術シーズを活用した SDGs 達成のアイディアを元に、研究者（自然科学、人文学、社会科学）と社会課題に取り組む当事者（協働実施者）が一緒に研究開発を行うものとします。

3.2.1　研究開発の対象

（17 の目標との関係）

SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットは個々に独立したものではなく、相互に関連していることに留意してください。そのため、ある目標を達成するために他の目標を犠牲にしないことが求められます。

（持続可能な開発の三側面）

2030 アジェンダに「我々は、持続可能な開発を、経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することにコミットしている」と記載されています。社会課題に対するソリューションの創出においては、経済的価値、社会的価値及び環境価値のバランスのとれた価値創造が求められます。

（本プログラムにおける支援の対象）

現実の社会課題を解決するための取り組み自体が支援の対象です。社会課題の解決のために活用する技術シーズが既にあることが必須条件となります。従って、技術シーズの研究開発そのものは対象にはなりません。

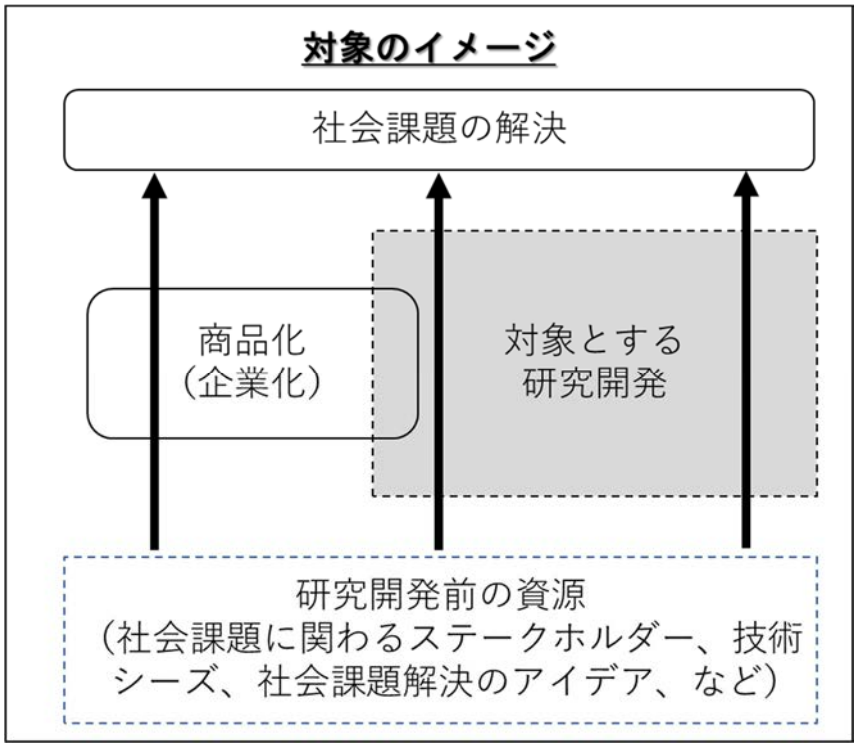

SDGs の達成には科学技術イノベーションが重要な手段になりますが、最先端の科学技術を用いた技術シーズが唯一のイノベーションの原動力ではなく、既存の技術シーズに様々な知見を組み合わせて課題の解決を図ることも有効なアプローチとなりうるものと考えます。

本プログラムにおける技術シーズとは、用途が想定された科学技術の研究開発成果であり社会の中で可能性試験ができる段階にあるものとします。現実の社会課題を解決するための科学技術の成果であっても、その効果をプロトタイプとして示すための研究室レベルの可能性試験や、研究室レベルでのソフトウェアの開発等は既に終了しているものとします。

また、最終的に社会課題の問題の解決に寄与する活動であっても、ソフトウェアや機器類の商品化、企業化のみを追求する活動は、本プログラムの支援対象ではありません。

3.2.2 研究開発のフェーズ

本プログラムでは、国内の地域における具体的な社会課題を対象として、ソリューションの創出までの研究開発を行います。研究開発の進捗に応じて適切な支援を行うため、シナリオ創出、ソリューション創出の 2 つのフェーズを設定します。いずれのフェーズにおいても、目指すべき姿を描き、その姿から立ち戻って現時点から計画を立てるバックキャスティングの手法を採用します。

<シナリオ創出フェーズ>

具体的な社会課題に取り組むために、対話・協働を通じて地域における社会課題の特徴を抽出してボトルネックを分析・明確化します。社会課題を解決する新たな社会システムを想定して、技術シーズを活用した解決策を検討し、社会において可能性試験を実施します。さらに、可能性試験により得られたエビデンスをもとにロードマップを作成し、2030 年度までに他地域にも展開して SDGs を達成する構想（以下、「シナリオ」という）を創出するフェーズです。

<ソリューション創出フェーズ>

シナリオに基づき研究開発を行い、地域での実証試験を経て社会課題の解決策の有効性を示し、あわせて、他地域に展開するための適用可能条件や環境設定も提示します。並行して、プロジェクト終了後の自立的継続のための計画（事業計画）の策定および計画実行の準備を行うフェーズです。この事業計画は、協働実施者を中心に実行することを想定しています。

本フェーズは実証段階を支援するものであり、普及段階を対象にしていませんが、協働実施者がソリューション創出フェーズ終了時点での成果の受け手となることを想定し、自立的な活動を継続

できる体制や普及への足掛かりが出来上がっていなければなりません。自立的な活動に至るための道筋が具体的に構想されている提案を求めます。

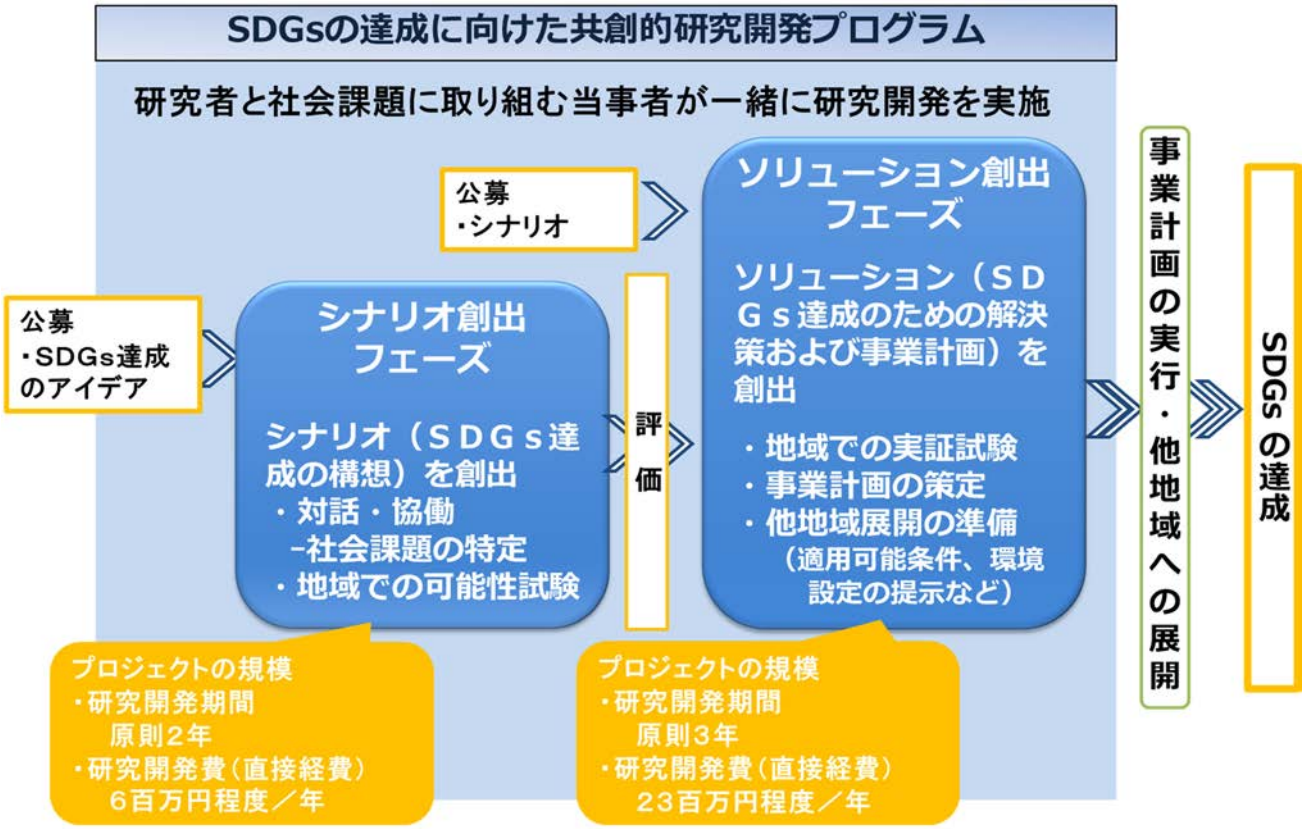

提案者は、シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ、どちらか一方のフェーズに応募することができます。

3.2.3　提案および研究開発にあたっての留意事項

本プログラムでは、産業界をはじめ、内閣府「SDGs 未来都市」、地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム、海外における SDGs 達成に向けた活動などとの連携を重要視します。プロジェクトの進捗に応じ、プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局がプロジェクトとこれらの組織体との連携等を提案する場合があります。プロジェクトにおいてもチーム外、可能であれば国外も含めた多様な主体との交流なども進めていただきます。

また本プログラムを通じて、国際的な視野を有しつつ地域課題解決を目指した学際的研究開発に参画する、特に若手研究者の層を広げていくことが重要と考えます。このため、人材育成に資する積極的な若手登用の取り組みを期待します。

（本プログラムのマネジメント）

JST RISTEX および「科学と社会」推進部は、以下のような体制および方法で本プログラムを運営します。

① プログラム運営の責任者としてプログラム総括を置き、全体マネジメントを行う。
② プログラム総括の任務の一部を代行するプログラム総括補佐を置く。
③ プログラム総括に対し、専門的助言を行うプログラムアドバイザーを置く。
④ プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局が一体となり、プロジェクトの募集・選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な会議や取り組み（研究開発への助言、サイトビジットの実施等）を行う。
⑤ プログラム総括は、必要に応じて、研究開発費の調整やプロジェクトの再編、統廃合を含む見直しを行う。
⑥ プログラムの運営にあたっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応していく。
⑦ プログラムの運営においては、特に、採択したプロジェクト間の交流や連携、相互作用を促進する各種企画、プロジェクトを横断・俯瞰する内外関係者との議論の場の設定（プログラム全体会議等）を積極的に行う。また、研究開発成果のアウトリーチ活動（成果報告会や Web 等での情報発信等）も実施する。

3.2.4 プロジェクト終了後の展開

国内の地域において実証されたソリューションは、研究開発プロジェクトが終了した後に、さらに他地域にも広く展開可能なものであり、さらには SDGs の達成に向けたものでもあることが求められます。

多様なステークホルダーのコミュニケーションツールとして国連のプラットフォーム（オンラインプラットフォーム；Technology Facilitation Mechanism の Online Platform 等）で展開されることに加え、ESG 投資の誘引、内閣府「SDGs 未来都市」の取り組みの後押しや、他の研究開発事業などにつながることも期待されます。

〔参考〕

科学技術イノベーションを手段とする場合、例えば、「STI for SDGs 文部科学省施策パッケージ（http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408738.htm）では、「環境・エネルギー、都市・防災、海洋・水、健康・医療」などへの活用が期待されていますが、17 の目標は一体のもので分割できないものであることを踏まえ、本プログラムにおいては特定の取り組みに対象を制限することなく、17 の目標全てを対象としています。

第 4 章　公募・選考

4.1 公募期間・選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。他の領域・プログラムとは募集締切日が異なりますので、ご注意ください。

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます（「4.6 応募方法」参照）。締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	6 月 3 日(月)
募集説明会	6 月 10 日(月)（東京：フクラシア東京ステーション） 6 月 14 日(金)（大阪：大阪コロナホテル）
提案書受付期限（※）	7 月 29 日(月)　正午
書類選考期間	8 月（予定）
書類選考の結果通知	面接選考会の 1 週間前までに連絡（予定）
面接選考会	10 月 11 日(金)・12 日(土)・22 日(火・祝) のうち JST の指定する日（予定）
面談（採択条件の説明）	適宜実施
選考結果の通知・発表	10 月中（予定）
研究開発の開始	11 月（予定）

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については「4.6 応募方法」を参照してください。

面接選考会の実施日は決定次第、下記のウェブサイトに掲出しますのでご確認ください。

https://www.jst.go.jp/ristex/examin/sdgs/solve.html

4.2 研究開発期間

シナリオ創出フェーズ：原則として 2 年以下

ソリューション創出フェーズ：原則として 3 年以下

研究開発の提案内容・計画および採択方針に応じて調整します。シナリオ創出フェーズにおいては、原則としてソリューション創出フェーズへの採択を目指した研究開発を実施していただきます。

4.3 研究開発費（直接経費）

1 課題（プロジェクト）

シナリオ創出フェーズ：上限 6 百万円程度／年（12 ヶ月）

ソリューション創出フェーズ：上限 2 3 百万円程度／年（12 ヶ月）

a. ただし、2019 年度に関しては、11 月に研究開発を開始する想定ですので、年度末までの 5 ヶ月間の経費を計上してください。
b. 研究開発費（直接経費）と間接経費の使途等については、「5.5 研究開発費」、提案公募 Q&A をご参照ください。
c. JST は、研究代表者をはじめとする研究開発を行う者を直接雇用等はいたしません。
d. 研究開発を行うために、機関所属の職員に加えて、研究開発を行う非常勤職員等を雇用するための人件費は直接経費からの支出が可能です（研究代表者及び主たる実施者（研究実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する研究実施者を代表する者）の人件費は支出不可）。

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

採択後、配分される研究開発費の決定にあたっては、プログラム総括、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーによるプロジェクトの進捗状況の把握等のマネジメントにより調整させていただくことがあります。詳しくは「5.5 研究開発費」をご参照ください。

4.4 採択予定件数

シナリオ創出フェーズ：8 件程度

ソリューション創出フェーズ：4 件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

4.5 応募要件

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」や「第 8 章　提案公募 Q&A」をお読みください。

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究開発プロジェクトの全実施期間中、維持される必要があります。実施期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発プロジェクトの全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、本項に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

4.5.1 重複応募について

(1) 1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。

(2) 本プログラム、「人と情報のエコシステム 」研究開発領域、「科学技術イノベーション政策のための科学」研究開発プログラムに重複して応募することはできません。

(3) 現在、社会技術研究開発の研究代表者は、応募できません（当該研究開発の実施期間が 2019 年度内に終了する場合を除く）。

※他の戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-X）と重複して応募することはできます。

4.5.2 提案者の要件

次の２名の連名で提案していただきます。

『研究開発の責任者（研究代表者）』

『社会課題に取り組む当事者の代表（協働実施者）』

研究代表者と協働実施者の二人が中心となってプロジェクトを推進していただきます。

研究代表者はプロジェクト全体の責任者です。研究開発の責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であることを要件とします。

研究代表者となる方が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により提案してください。研究代表者は、シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ、どちらか一方のフェーズに１件だけ応募することができます。

JST は研究開発に必要な経費（研究開発費）を、研究開発を実施する組織に支払い支援します。応募に際して研究代表者は、研究開発を実施する組織の長もしくは研究開発を実施する組織が所属する機関の了解を得てください。

研究代表者には具体的な社会課題の解決に向けて自然科学および人文学／社会科学の研究者、および、創出されるソリューションの受け手となりうる協働実施者らによる体制を編成していただきます。

社会技術研究開発は社会課題を解決するためのイノベーションを行うことが目的であり、具体的な地域を対象としていますので、本プログラムは地域の人々との協働が不可欠です。そのため、何が目的で、誰が受益者であり、どのような方法で目的を達成し、どのような効果をいつまでにもたらすかについて合意が形成されなければなりません。

従って、これらの合意を形成するための協働プロセスについてはすでに存在していることが前提となります。研究開発は大学や研究機関のような特定領域の専門家集団のみによる活動ではなく、例えば、他分野の研究者、現場を熟知した人、受益者、行政の関係者など多様な人々の協力を得ながら進めなければなりません。これらの人々を臨機応変に受け入れる柔軟さと組織体制が必要です。研究開発の開始時点から協力者をメンバーに加えておくことが必要です。

協働実施者は社会課題に取り組む当事者の代表であり、社会課題に直面し、研究者と協力して課題を解決することを希望する団体・組織の代表です。

協働実施者は、主たる実施者（研究実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する研究実施

者を代表する方を指します）としてプロジェクトに参加します。ただし、協働実施者の所属機関がJST からの委託研究開発費を必要としない場合は、研究代表者の所属機関と適切に契約を締結する等によりプロジェクトに参加することも可能です。なお、研究代表者と協働実施者を一人で兼務することも妨げませんが、性格が異なる両者の役割を十分に遂行できることが重要です。「第 8 章　提案公募Ｑ＆Ａ」もご覧ください。

また、研究代表者、協働実施者の少なくとも一方は所属機関が大学等※である必要があります。

※大学等：以下に掲げる研究機関の総称

ア　国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ　国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人などの公的研究機関

ウ　公益法人等の公的性格を有する機関であって、ＪＳＴが認めるもの

このほかの提案者の要件は以下の通りです。

a. 実施者（数名～20 名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。

b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること。

なお、以下のいずれかの方も、提案者として応募できます。

・国内の機関に所属する外国籍の方。

・現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

※「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「5.9 実施機関等の責務等」を参照してください。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

c. プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等」をご参照ください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。

d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

e. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。

・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容を理解し、遵守すること。

・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。

・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

4.5.3 実施機関の要件

本プログラムにおける研究開発を推進することができる（委託研究契約を締結することができる）のは国内の実施機関のみですが、民間企業、各種団体、NPO、大学、研究機関など主体を問いません。「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合」もご覧ください。

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.9 実施機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

各実施機関に対して、プロジェクトの採択に先立ち、また、委託研究契約締結前及び契約期間中に、事務管理体制・財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、委託研究費の適切な執行管理のために必要と認められた機関については、JST が指定する委託方法に従っ

ていただくこととなる他、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

契約が締結できない場合には、当該実施機関では研究開発を実施できないことがあり、その際には実施体制の見直し等をしていただくこととなります。

なお、研究開発を実施する組織は、提案にあたって新たに組織化しても構いません。ただし、選考に際しては、プロジェクトの終了後も社会課題解決が必要とされる期間、事業を継続できる組織体制を有していることが考慮されます。

4.6 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。 紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。

詳細は「第 7 章　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。

（1）実施機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける必要があります（研究代表者のみで構いません）。

新たに e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録

② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトもご参照ください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。 なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありま

せん。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

（2）提案書の作成

e-Rad ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/）または本プログラムの提案募集ウェブサイト（https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html）から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいた上で、「第 9 章　提案書の記載要領」の説明を参考に記入してください。

専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

（3）提案書の提出

本プログラムへは、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書を e-Rad へアップロードしてください。

4.7 選考方法

4.7.1 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「4.8 選考にあたっての主な視点」を基に総合的に判断します。

(1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、提案者（研究代表者および協働実施者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。

(2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者（研究代表者）に通知します。

(3) 選考スケジュールは「4.1 公募期間・選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更等については、本プログラムの提案募集ウェブサイトにて随時お知らせします。

(4) 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。

4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

選考は、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て行いま

す。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

（1）選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、提案書の【備考】欄に具体的に記載してください。

a. 提案者と親族関係にある者。
b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の実施機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

（2）研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. 研究代表者が株式を保有している機関。

d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする場合、提案書の備考欄にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる実施者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

（3）JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を実施機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業を実施機関とする場合、提案書の備考欄にて出資先企業が実施機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。
JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

https://www.jst.go.jp/entre/news.html

4.8 選考にあたっての主な視点

選考にあたっては、以下のようなポイントを重視しながら（「第 2 章　募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第 3 章　研究開発プログラムの概要」参照）、総合的に検討した上で判断し、採択提案を決定します。

<シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ共通>

(1) 提案された内容（課題、目標、研究開発計画等）は本プログラムの趣旨に合致しており、解決すべき具体的な社会課題、2030 年までに目指すべき姿（持続可能な社会）が明確であること
(2) SDGs の 17 ゴール、169 ターゲットとの関連が整理されていること
(3) SDGs の「誰一人取り残さない」という理念に沿った包摂的な取組みであること
(4) 各ステークホルダー参画の上で KPI（目指す姿に向けた変容の度合いを測る指標）が設定・共有され、PDCA が考慮されていること
(5) 研究開発を推進するために受益者を含むステークホルダーが参画する計画であり、共創的な協働体制（研究代表者と協働実施者との連携を含む）が構築されていること
(6) 研究開発のフィールドとなる地域が特定されており、研究代表者と協働実施者とのこれまでの協働関係や、プロジェクトに関係する各ステークホルダーの現状が的確に分析されていること
(7) 研究代表者および協働実施者が、提案する研究開発を推進する上で十分な経験や明確な動機、熱意を持っており、共創的活動におけるガバナンスの主体として責任をもって研究開発を遂行できること
(8) 研究開発費の使途として、適切な資金計画が考慮されていること
(9) プロジェクトの駆動力となるコーディネーターの具体的な取り組みが計画されていること
(10) プロジェクト終了後も成果の担い手ら（『社会課題に取り組む当事者の代表』等）が社

会課題への取り組みを継続する研究開発計画・体制になっていること

<シナリオ創出フェーズ>

(1)　SDGs 達成のビジョン（目指すべき姿）およびビジョン達成に向けた共創の重要性がステークホルダー間で認識・共有されていること

(2)　対象とする社会課題やその検討状況が示されていること

(3)　対話・協働を行うステークホルダーによるネットワークの構築と活動状況等が示されていること

(4)　社会課題の解決に向けた技術シーズ、解決のためのアプローチや手法のアイディアについての具体的かつ有効な提案があること

(5)　可能性試験の実施計画が具体的であること

(6)　シナリオの創出とその先のソリューションの創出に向けて、具体的なマイルストーン等を考慮した研究開発計画が立案されていること

<ソリューション創出フェーズ>

(1)　2030 年までに実現すべきビジョンと、実現によって創造される価値、そのためのシナリオが明確で、ソリューションによる社会課題解決の筋道が論理的かつ現実的であること

(2)　活用する技術シーズ（科学技術の成果）が、課題解決の具体的な手段として適切で、期間中に実証実験を実施できる段階にあること

(3)　実証実験の実施計画が具体的であること（規模、参画者、実施場所等）

(4)　ソリューションの創出に向けて、リスクヘッジ、マイルストーン等を考慮した研究開発計画が立案されていること

(5)　ソリューションの対象としてメリットを受ける人々が特定され、その効果が明確であるとともに、他地域等への展開可能性が具体的に示されていること

評価項目とポイントの大まかな対応［めやす］

評価項目	目的		方法		効果
	対象	背景	手段	計画・組織体制	目標
主なポイント	・【共通1】趣旨に合致、目指すべき姿が明確	・【共通6】対象とする地域、これまでの活動 ・【共通7】研究代表者と協働実施者 ・【シナリオ1】目指すべき姿、共創の重要性の共有 ・【シナリオ2】対象とする社会課題の検討状況	・【共通5】ステークホルダー、協働体制 ・【シナリオ4】社会課題解決のためのアイディア ・【ソリューション2】技術シーズ	・【共通1】趣旨に合致、目指すべき姿が明確 ・【共通4】KPI、PDCA ・【共通5】ステークホルダー、協働体制 ・【共通9】コーディネーター ・【共通10】成果の担い手、継続する計画と体制 ・【シナリオ3】ネットワーク構築と活動状況 ・【シナリオ5】可能性試験の実施計画 ・【シナリオ6】シナリオ創出の計画とその先の計画 ・【ソリューション3】実証実験の実施計画 ・【ソリューション4】リスクヘッジ、マイルストーンを考慮した計画	・【共通1】趣旨に合致、目指すべき姿が明確 ・【共通2】SDGs17ゴール、169ターゲットとの関連 ・【共通3】包摂性（誰一人取り残さない） ・【ソリューション1】目指すべき姿、シナリオ、解決の筋道 ・【ソリューション5】ソリューションの受益者と効果、展開可能性

注：【共通1】は<シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ共通>の1番目のコメントを示します。同様に、【ソリューション5】は<ソリューション創出フェーズ>の5番目のコメントを示します。

（各フェーズに共通する加点要素）

以下の点についても、加点要素として考慮します。

・海外の機関との連携等、国際的な活動の広がりが期待できること

・若手の研究者・実施者の積極的な登用が期待できること

ソリューション創出フェーズへの応募のうち、内容は概ね優れているものの社会課題の分析状況、実証に向けた具体的な体制構築、研究開発の進捗等が不十分と認められる提案については、シナリオ創出フェーズの研究開発プロジェクトとして選定することがあります。

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない場合があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。

詳しくは、「6.2　不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

4.9 お問い合わせ等

（1）募集要項の掲載・提案書の提出先等

募集要項 及び 最新情報	SDGs 達成に向けた共創的研究開発プログラム　提案募集ウェブサイト https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html https://www.jst.go.jp/ristex/examin/sdgs/solve.html
募集要項 及び 提案書の提出	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ウェブサイト https://www.e-rad.go.jp/

（2）お問い合わせ

募集内容について 制度・事業、提出書類の作成・提出に関する手続き等	JST「科学と社会」推進部（募集担当） JST 社会技術研究開発センター（RISTEX）（募集担当） 原則として電子メールでお願いします E-mail：　boshusolve@jst.go.jp Tel :「科学と社会」推進部[シナリオ創出フェーズ] 03-5214-7493 RISTEX 企画運営室[ソリューション創出フェーズ・全体] 03-5214-0133 （受付時間：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について 実施機関・実施者の登録、e-Rad の操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-066-877（ナビダイヤル） （9:00～18:00／土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

※採否を含む審査状況に関する問い合わせに一切回答できません。

※提案書受付期限日（提案締切日）間近は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

第 5 章　社会技術研究開発における研究開発の推進等について

5.1 実施計画

a. 採択後、研究代表者には、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発計画の策定時にプログラム総括の確認、承認を経て決定します。

b. 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、プログラム総括の承認を経て決定します。プログラム総括はプログラム総括補佐、プログラムアドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。

c. プログラム総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

d. プログラム総括の判断により、プロジェクトの期間短縮、研究開発費の減額もしくは中止を行うことがあります。

※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、プログラム総括によるマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

5.2 実施体制

a. 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者は、構想を実現するために、課題解決に取り組む人々と研究代表者とが協働する集団（数名～20 名程度）を編成し、研究開発を実施します。

b. プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。

c. JST は、予算執行のある実施機関と委託研究契約を締結します。その実施機関の代表者を主たる実施者と呼びます。

d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。

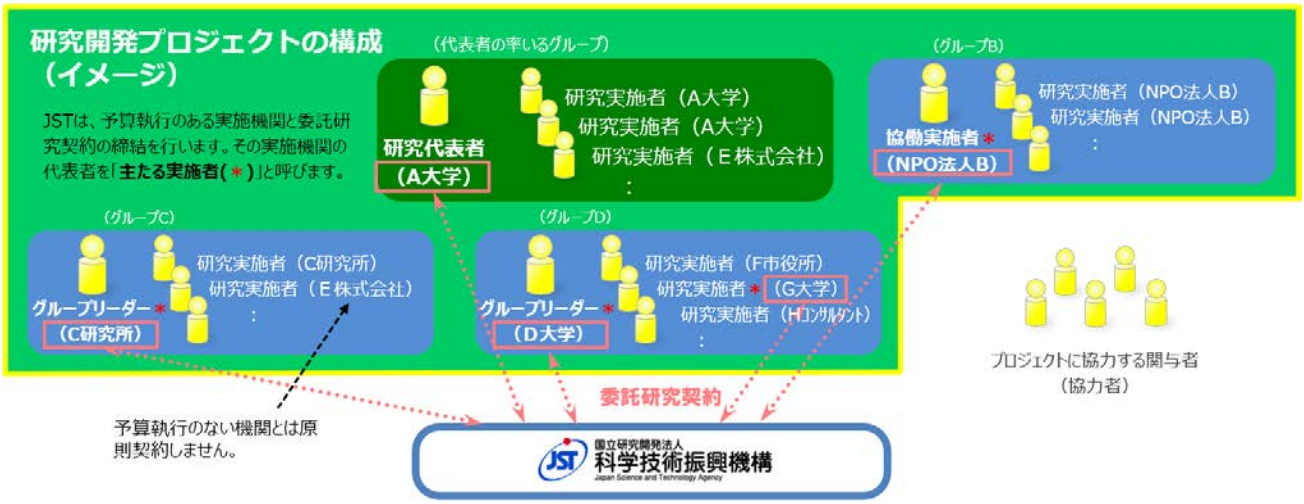

5.3 実施拠点

実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

5.4 委託研究契約

a. 採択後、JST は研究担当者の所属する実施機関との間で委託研究契約を締結します。

b. 実施機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「5.9 実施機関等の責務等」をご参照ください。

c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、原則として実施機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

（補足）　委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、 一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5.5 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

5.5.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトにおける研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費

b. 旅　費：研究代表者・主たる実施者および研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等

c. 人件費・謝金：[人件費] 研究参加者（但し、研究代表者・主たる実施者を除く）の人件費・謝金、[謝金] 講演依頼謝金等

d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「6.15 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

・研究目的に合致しないもの

・間接経費による支出が適当と考えられるもの

・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの （※2）

※2　JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

文部科学省　府省共通経理取扱区分表

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

5.5.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。実施機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

5.5.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なるほか、実施機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

5.6 報告

書面による報告は、各年度及び終了報告を基本とします。ただし、必要に応じて別途の報告、研究開発実施場所訪問（サイトビジット）をお願いすることがあります。また、年度報告は次年度計画の承認にも係わりますのでご留意ください。

また、プロジェクトの進捗状況に応じて、例えば、研究開発の継続が困難になった場合、もしくは当初の研究開発計画よりも早期に事業計画の実行が可能になり JST からの支援が必要でなくなった場合等には、プログラム総括、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーによるマネジメントによって、研究開発計画の修正や研究開発期間の変更（研究開発の中止を含む）をお願いする場合があります。

なお、プロジェクトの進捗報告については、プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局等向けだけでなく、多様なステークホルダーや広く一般に向けた形での報告・広報も重視します。小冊子や SNS 等を活用したタイムリーな情報発信が行える体制づくりをご検討ください。

5.7 評価

(1) プログラムの評価

・ 本プログラムについては、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施します。

(2) プロジェクト等の評価

・応募提案は、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て選考を行います。

・全てのプロジェクトについて、研究開発実施終了時に、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て、事後評価を実施します。

・シナリオ創出フェーズを実施しているプロジェクトのうち、優れた解決手法の創出が期待されるものについては、評価を経て、ソリューション創出フェーズに申請し採択されることで、切れ目なく研究開発を継続することができます（原則として、すべてのシナリオ創出フェーズ終了プロジェクトが評価の対象となります）。評価はソリューション創出フェーズの選考と同一プロセスにて実施します。

・プロジェクトの進捗を踏まえた中間評価を実施することにより、シナリオ創出フェーズにあっては、シナリオの妥当性や実現可能性の更なる向上が期待される場合に最大１年、ソリューション創出フェーズにあっては、解決手法の定着や展開の可能性の更なる向上が期待される場合には最大２年、研究開発期間を延長することがあります。

・研究開発実施終了から一定期間後に、追跡調査を行います。

5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等

(1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。

b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。

c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(3) 研究代表者および実施者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（プログラム総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、評価等への対応など行っていただきます。また、プログラム総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を実施機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) プログラム活動への参画

プログラム目標の達成に向けて、プログラム活動（合宿やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、RISTEX の構築する「社会課題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(9) JST と実施機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。

(10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(11) プログラムの評価（中間・事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

5.9 実施機関等の責務等

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関から事前承諾を確実に得てください。

a. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究開発の実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

b. 実施機関は、「実施機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

c. 実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、実施機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実施機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

d. 実施機関は、研究開発実施者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 実施機関は、研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、実施機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のル

ールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している実施機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実施機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が実施機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に実施機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が実施機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

　また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

　研究開発の成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後にも産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。実施機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

g. 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 実施機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

　また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、プロジェクト中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。実施機関は、これらの措置に従う必要があります。

i. 実施機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該実施機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実施機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画しかつ実施機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要な手続き等はJSTで行います)。実施機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

　これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実施機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトに参画する実施機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性･正確性に十分留意しつつ､その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「4.5 応募要件」を参照してください)。これらの責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関の事前承諾を確実に得てください。

a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。

b. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります)。また、研究契約書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究実施は認められません。

c. 実施機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実施機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経

費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実施機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。

d. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合には速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト[*1]」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

5.11 その他留意事項

5.11.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（直接経費）により専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究開発プロジェクト等に「男女共同参画推進費」（上限金額：月額 25 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html

5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal　https://jrecin.jst.go.jp/)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在 、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで

---

*1 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list

JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

第 6 章　応募に際しての注意事項

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（研究提案（代表）者以外については、申請時の受講・修了は必須としません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（1）～（2）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。

（1）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム（eAPRIN（旧 CITI）を含む）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

（2）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

受講に当たっては、下記 URL より受講登録をしてください。

https://eduprv.aprin.or.jp/jstshinsei.html

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません（JST が負担します）。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にある Ref #）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査･法務部 研究公正課

E-mail： rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター(RISTEX)

E-mail： boshusolve@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

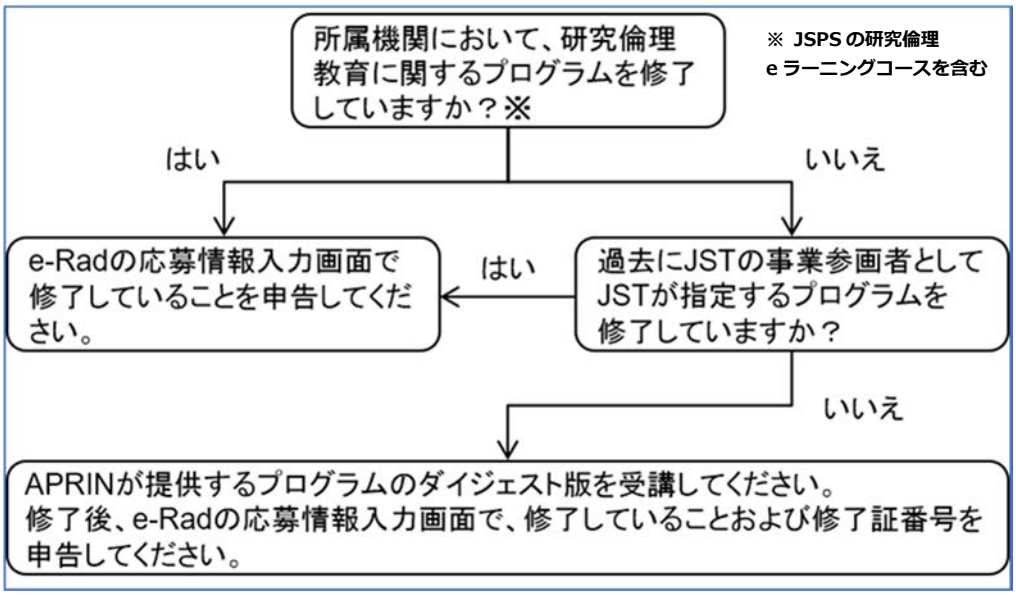

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI)」の単元を受講･修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます)。

6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的資

金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究開発課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

○第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。

○研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。

○なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

○したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中にプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）

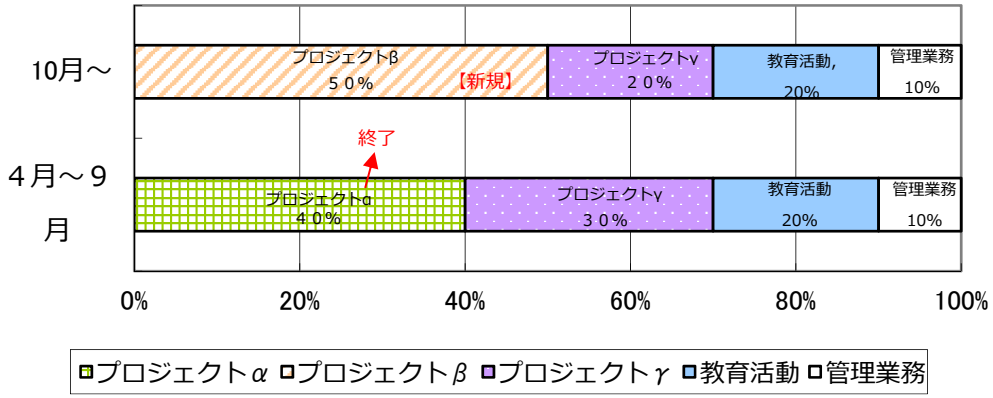

○このケースでは、9 月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10 月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正)

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等

におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

6.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式 5 に従ってその内容（応募・受入状況（制度名)、課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただきます。

これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（ⅰ）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ⅱ）申請及び参加[※1]資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者[※2]に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及

び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究開発に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

<table>
<tr><th>不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者</th><th colspan="2">不正使用の程度</th><th>応募制限期間※３</th></tr>
<tr><td rowspan="4">不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者※１</td><td colspan="2">1 個人の利益を得るための私的流用</td><td>10 年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　１以外</td><td>①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</td><td>５年</td></tr>
<tr><td>② ①及び③以外のもの</td><td>２～４年</td></tr>
<tr><td>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの</td><td>１年</td></tr>
<tr><td>偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者</td><td colspan="2"></td><td>５年</td></tr>
<tr><td>不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者※２</td><td colspan="2"></td><td>善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限２年、下限１年</td></tr>
</table>

以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（ⅲ）不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.5 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、2019 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、2018 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/

6.6 関係法令等に違反した場合の措置

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取るこ

とがあります。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける実施機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた実施機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告することが必要となります（複数の競争的資金を獲得した実施機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（ https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html ） 又 は 「 よ く あ る 質 問 と 答 え 」（http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593）を参照してください。

6.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

6.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）以内としています。

6.11 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金において以下のとおり対応しています。

（１）実施機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

（２）会計実績報告書の提出期限を５月 31 日とする。

（３）研究成果報告書の提出期限を５月 31 日とする。

各実施機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.12 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）
https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」
https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

6.13 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等が改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

・ ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

6.14 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（https://biosciencedbc.jp/）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491　　e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

6.15 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究開発目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf
○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
○競争的資金における使用ルール等の統一について
（平成 29 年 4 月 20 日　競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf
○「大学連携研究設備ネットワーク事業」
https://chem-eqnet.ims.ac.jp/

6.16 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日　中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用や TA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

6.17 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm ）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士

研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

・一般財団法人安全保障貿易情報センター
http://www.cistec.or.jp/index.html

・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

6.19　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

（１）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）※1の内容について遵守する必要があります。

実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、実施機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※１「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

（２）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出が

ない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、実施機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2019 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても実施機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

実施機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）[※1]を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

（2）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、実施機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2019 年 4 月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

（3）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（ⅰ）契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ⅱ）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまで

は認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

<table>
<tr><th colspan="3">特定不正行為に係る応募制限の対象者</th><th>特定不正行為の程度</th><th>応募制限期間※</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特定不正行為に関与した者</td><td colspan="2">1．研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2．特定不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>5～7年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>3～5年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td colspan="2">3．1．及び2．を除く特定不正行為に関与した者</td><td></td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>1～2年</td></tr>
</table>

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

（ⅲ）競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

（ⅳ）不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、実施機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.21 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者等は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

6.22 研究提案書記載事項等の情報の取扱いについて

提案時に提出される書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査に利用します。また、研究提案書は、個人が特定されない形で、JST の事業運営に資する研究動向の統計や分析に利用します。提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトをご参照くださ

い。
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000059
また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

6.23 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。研究開発課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨を公表する予定です。

6.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

6.25 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（https://researchmap.jp/）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも

有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

6.26 JST からの特許出願について

実施機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、実施機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、実施機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、実施機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 7 章　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

特に以下の点にご留意ください。

（１）提案者は、事前に実施機関及び研究者の事前登録が必要です。

詳細は「7.5(1)」をご参照ください。

（２）e-Rad への情報入力は、募集締切前数日以上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

（３）入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「4.4 e-Rad への必要項目入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=TE0008）をご参照ください。

（４）研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。

募集締切前日までは、提案者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。

詳細は「4.5 提案書の提出」の「■ 応募情報状況の確認」「■提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。

募集締切当日は「引戻し」を行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

7.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、実施機関（研究機関）の事務担当者による登録が必要です。※詳細は 7.5(1)

↓

(2) 募集要項及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と提案書様式をダウンロードします。**応募するプログラム・フェーズ等により提案書様式が異なりますのでご注意ください**。 ※詳細は 7.5(2)

↓

(3) 提案書の作成（5MB 程度以内）※詳細は 7.5(3)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間の目安は 60 分程度です。※詳細は 7.5(4)

↓

(5) 研究開発提案の提出

提案書をアップロードし、提出します。**応募するプログラム・フェーズ等により提出先が異なりますのでご注意ください**。 ※詳細は 7.5(5)

7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先

（1）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（https://www.e-rad.go.jp/）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境（https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html）を、あらかじめご

確認ください。

（2）問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本章および e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。

なお、**審査状況、採否に関する問合わせには一切回答できません。**

事業に関する問合わせ及び応募書類の作成･提出に関する手続き等に関する問合わせ	JST「科学と社会」推進部（募集担当） JST 社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室（募集担当）	＜原則として電子メールでお願いします＞ E-mail： boshusolve@jst.go.jp ［募集専用］ 電話番号： 「科学と社会」推進部 (シナリオ創出フェーズ) 03-5214-7493 RISTEX 企画運営室 (ソリューション創出フェーズ・全体) 03-5214-0133 受付時間： 10：00～12：00・ 13：00～17：00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Rad の操作方法に関する問合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○**本事業の提案募集ウェブページ：**

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html

○e-Rad ポータルサイト：https://www.e-rad.go.jp/

（3）e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

7.5 具体的な操作方法と注意事項

（1）実施機関（研究機関）、実施者（研究者）情報の登録

e-Rad の使用にあたっては、応募時までに e-Rad に実施機関（研究機関）および研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありませんし、また既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○実施機関（研究機関）の登録

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

○実施者（研究者）の登録

研究機関は、「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として本プログラム等に応募する提案者の研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

（2）募集要項及び提案書の様式の取得

1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

2) 提案者のログイン ID､パスワードでログイン。

※ 以降、ログインした実施者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。

・ 初回ログイン時、初回設定が求められます。
・ 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。
その際に設定した質問の回答を求められることがあります。

3) 上部メニューの①「新規応募」をクリックした後、表示される②「公開中の公募（新規応募）」をクリック。もしくは、クイックメニューの③「新規応募」をクリック。

4) 「検索条件」から簡易検索（“社会技術”やプログラム名など）し、公募名「【シナリオ】SDGs 達成に向けた共創的研究開発プログラム（2019）」または「【ソリューション】SDGs 達成に向けた共創的研究開発プログラム（2019）」いずれかの応募を行うフェーズをクリック。

※【シナリオ創出フェーズ】【ソリューション創出フェーズ】で異なりますのでご注意ください。

5) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「【シナリオ】SDGs 達成に向けた共創的研究開発プログラム（2019）」または「【ソリューション】SDGs 達成に向けた共創的研究開発プログラム（2019）」いずれかの応募を行うフェーズを確認の上、以下のとお

りダウンロード。

提案書様式：

「申請様式ファイル」の「申請様式ファイルのダウンロード」をクリック。

※**必ず応募するプログラム、フェーズ、年度の様式を使用してください。異なる領域・フェーズ・年度の様式では申請できません。**

募集要項：

「応募要領ファイル」の「応募要領ファイルのダウンロード」をクリック。

（3）提案書の作成

・提案書の作成に際しては、本募集要項をよくご確認ください。

・提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。

作成にあたっての注意点

- PDF に変換した提案書の容量は、【5MB 以内】を目安としてください。
- PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- 提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- 変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。次のような可能性があります。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります（利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード）を参照）。

（4）e-Rad への応募情報入力

ログイン方法、公募の検索方法は、(2)をご覧ください。

1) 公募の検索

公募名「【シナリオ】SDGs 達成に向けた共創的研究開発プログラム（2019）」または「【ソリューション】SDGs 達成に向けた共創的研究開発プログラム（2019）」いずれかの応募を行うフェーズの「応募情報入力」をクリック。

※【シナリオ創出フェーズ】【ソリューション創出フェーズ】で異なりますのでご注意ください。

2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面右下の「承諾して応募する」をクリック。

■応募情報の一時保存・入力の再開について

１）一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面下部の「一時保存」をクリック。

２）再開

トップ画面メニュー「一時保存データの入入力再開」をクリック。

［応募/採択課題一覧］画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”やプログラム名等で検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

検索結果が表示されたら、入力を再開したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「編集」ボタンをクリックすると編集画面が表示されます。

3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～④のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

①「基本情報」タブ

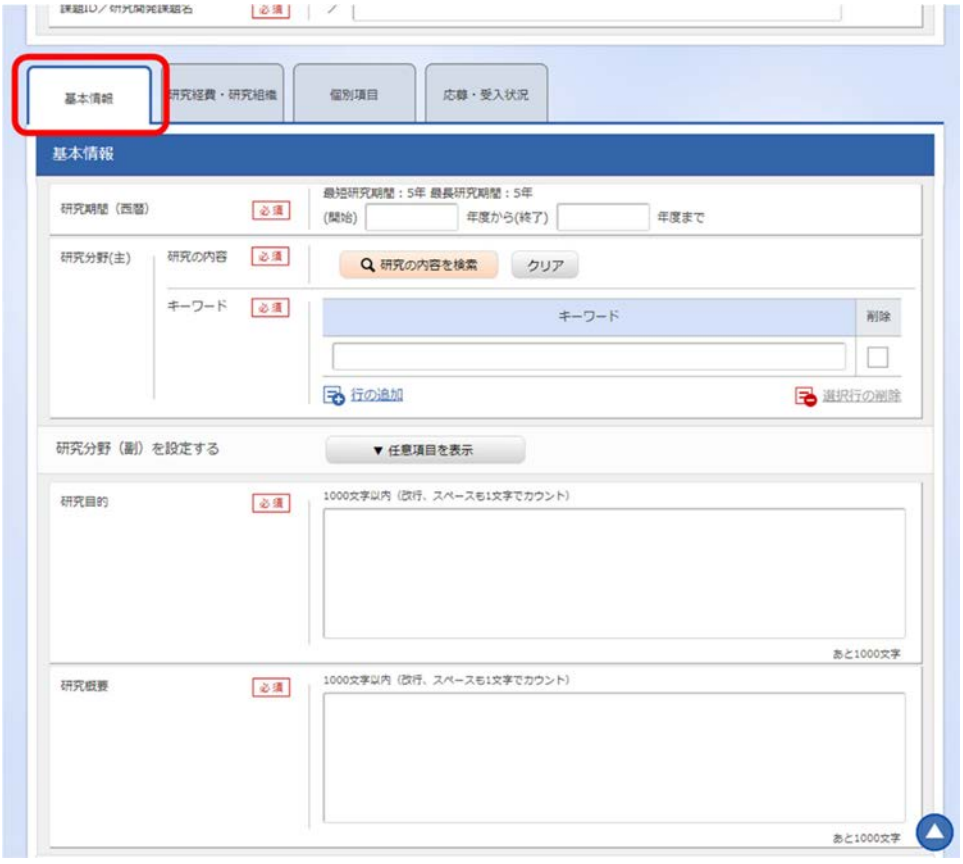

・「基本情報」に提案情報を入力してください。

研究期間（開始）：　2019（年度）

研究期間（終了）：　［シナリオ創出フェーズ］（最大）2021（年度）

［ソリューション創出フェーズ］（最大）2022（年度）

研究分野（主）／研究の内容：「検索」をクリックし、別画面から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容をキーワード検索。

研究分野（主）／キーワード：研究の内容の選択後、自由入力。

研究目的、研究概要は、一文で簡潔に記載してください（1,000 文字以内とは e-Rad 入力の仕様です）。

・「基本情報-申請書類」から、提案書をアップロードしてください。

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択して、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提出しないでください。提出されても審査の対象になりません。

②「研究経費・研究組織」タブ

・「研究経費」の 2.年度別経費内訳を入力してください。

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも 2019 年度から終了年度（最大で 2022 年度）に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の 30%です。

・「研究組織」の 2.研究組織情報の登録を入力してください。

研究代表者のみ記載してください。協働実施者等主たる実施者の記載は不要です（欄の追加はしないでください）。予算額は研究代表者に全て計上してください。直接経費、間接経費とも初年度（2019 年度）の額（「研究経費」の 2.年度別経費内訳の 2019 年度と同じ額）を入力してください。

※研究組織内の連絡事項は登録不要です。

実施者（研究者）情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

③「個別項目」タブ

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

・「研究代表者連絡先　機関名・所属名・建物名等」には、郵便物を受け取るために必要な、住所以外の情報を全て記載してください。該当する情報が無い場合、「無し」と記載してください。

・研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。

・［確認］と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。

・研究倫理教育に関するプログラムについては募集要項の「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

・eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了している場合は、必ず修了証番号を入力してください。

④「応募・受入情報」タブ

作業不要です。

（５）研究開発提案の提出

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下「この内容で提出」をクリックすると注意のウィンドウが表示されます。OK をクリックすると、「応募申請を受け付けました。」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 応募情報状況の確認

トップ画面メニュー「提出済の課題」をクリック。

［応募/採択課題一覧］画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”やプログラム名等で検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。

正常に提出されていれば、「申請の種類（ステータス）」が「配分機関処理中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。
募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにもかかわらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

検索結果が表示されたら、情報を確認したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「閲覧」ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。確認が終わったら、「閉じる」ボタンをクリックして画面を閉じます。

■ 研究提案の JST による受理

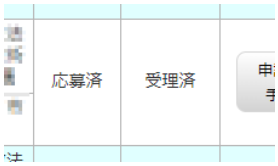

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、「申請の種類（ステータス）」が「受理済」に変わります。「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切前日までは、研究提案を引き戻して修正することができます。

※ **募集締切当日は「引戻し」を行わないようにしてください。**

1）上部メニューの①「提出済の課題」をクリックした後、表示される②「課題一覧」をクリック。

2）「申請可能な手続きへ」をクリック。

3）応募／採択課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

第 8 章　提案公募 Q&A

■研究倫理教育に関するプログラムの受講について

（研究倫理教育に関するプログラムの内容について）

Q　所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A　研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。

（参考）平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日　文部科学大臣決定）では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課
E-mail：　rcr-kousyu@jst.go.jp

（プログラムの修了証明について）

Q　研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A　提案時には提出の必要はありません。

（プログラムの受講期限について）

Q　応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A　研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。

（修了証番号の申告について）

Q　eAPRIN（旧 CITI）ダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A　eAPRIN（旧 CITI）で過去に取得した修了証は、同システムにログインすることで確認が可能です。メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。

CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー

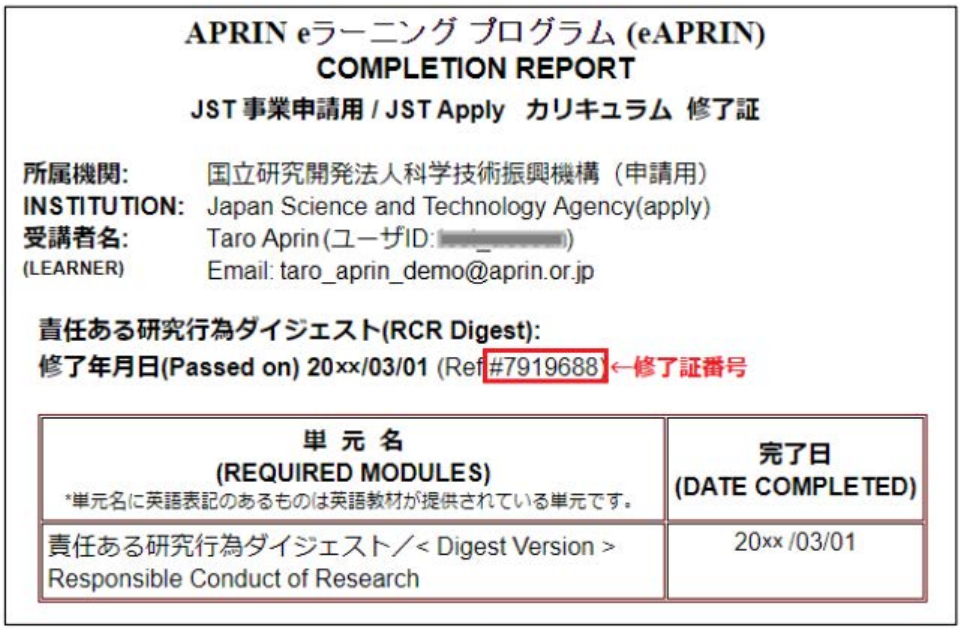
APRIN eラーニング プログラム (eAPRIN)
COMPLETION REPORT
JST 事業申請用 / JST Apply　カリキュラム 修了証

所属機関: 国立研究開発法人科学技術振興機構（申請用）
INSTITUTION: Japan Science and Technology Agency(apply)
受講者名: Taro Aprin (ユーザID: [redacted])
(LEARNER) Email: taro_aprin_demo@aprin.or.jp

責任ある研究行為ダイジェスト(RCR Digest):
修了年月日(Passed on) 20xx/03/01 (Ref #7919688) ←修了証番号

単 元 名 (REQUIRED MODULES) *単元名に英語表記のあるものは英語教材が提供されている単元です。	完了日 (DATE COMPLETED)
責任ある研究行為ダイジェスト／< Digest Version > Responsible Conduct of Research	20xx /03/01

修了証見本

Q　昨年度（または今年度）に、本事業（または JST の別制度）の提案にあたり、eAPRIN（旧 CITI）ダイジェストを修了したが、もう一度受講・修了する必要がありますか。

A　再度受講する必要はありません。なお、その際に発行された修了証番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください。

（eAPRIN　（旧 CITI）ダイジェスト版の英語版について）

Q　機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A　　eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を英語に翻訳したものがありますので、受講をお願いします。

※「eAPRIN」は、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)によって運営されている e ラーニングプログラムであり、2018 年 10 月 1 日より、「CITI Japan」から「eAPRIN（イー・エイプリン）」に名称が変更されました。

■そのほか

（提案者の要件）

Q　年齢制限はありますか。

A　特に年齢制限は設けておりませんが、実施期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制がとれることが求められます。

Q　研究代表者と協働実施者を兼務しても構いませんか。

A　応募は可能です。ただし、『研究開発の責任者』と『社会課題に取り組む当事者の代表』両者の役割を同時に担うことでもあり、十分なエフォートを確保できること、両立しうる資質を有すること等は評価の対象となります。兼務する場合は、プロジェクト終了後の定着・普及活動の担い手となる機関の事業計画も示していただきます。

Q　社会課題に取り組む当事者として複数の機関が参加する場合、それぞれの機関に『社会課題に取り組む当事者の代表』が必要ですか。

A　その必要はありません。ただし、1 提案に対して代表者 1 名を決めていただき、『研究開発の責

任者』と連名で提案してください。

（重複応募）

Q　JST の他の事業へ既に応募していますが、本プログラムへの応募はできますか。

A　応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

（応募時の機関の承認）

Q　提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A　事前承諾を確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「5.9 実施機関等の責務等」もよくお読みください。正式な承諾書の提出は不要です。

（海外の機関での実施について）

Q　海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A　海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。

② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。

③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

（面接選考会）

Q　面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A　多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

（研究開発費の根拠について）

Q　提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要はありますか。

A　必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

（研究開発費の記載について）

Q　提案書に記載する「研究開発費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

A　研究開発費は直接経費を指します。間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

（直接経費について）

Q　研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A　一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・JST（プログラム総括）の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるときは JST（プログラム総括）の事前承認が必要

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

（間接経費について）

Q　間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A　間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日　競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

1)管理部門に係る経費

– 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

– 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2)研究部門に係る経費

– 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

– 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

– 特許関連経費

– 研究棟の整備、維持及び運営経費

– 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

– 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

– 設備の整備、維持及び運営経費

– ネットワークの整備、維持及び運営経費

– 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

– 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

– 図書館の整備、維持及び運営経費

– ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3)その他の関連する事業部門に係る経費

– 研究成果展開事業に係る経費

– 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間

接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて JST に報告してください。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html ） 又 は 「 よ く あ る 質 問 と 答 え 」（ http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593）を参照してください。

（外注について）

Q　ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A　プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

（採択後の異動について）

Q　研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A　異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

（再委託について）

Q　JST と実施者が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注)の形式をとるのですか。
（注）研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A　本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

Q　主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

A　「主たる実施者」とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。一般的にはグループリーダーを兼ねる場合が多いですが、募集要項「5.2 実施体

制」の図中に「実施者（G 大学）」と記載されているとおり、研究開発の推進上、グループリーダーの所属機関以外であっても直接的に経費を執行する必要がある場合には、契約上、その機関を代表する実施者を 1 名「主たる実施者」として定める必要があります。

（年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保について）

Q　研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A　JST においては、実施者が年度末一杯まで研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。

・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。

・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。

※各実施機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

Q　RISTEX の他の領域・プログラムの昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A　下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.jst.go.jp/pr/info/info1339/index.html

社会技術研究開発センター提案募集

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/past/index.html

第 9 章　提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして提案書の作成をお願いします。予算規模や研究開発期間等については「4.2　研究開発期間」「4.3　研究開発費（直接経費）」をご参照ください。

<注意>

提案書様式は、シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズで異なります。

必ず応募するフェーズの様式を使用してください。

※シナリオ創出フェーズへの応募にあたっては、「【シナリオ】様式 1～5」について、もれなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※ソリューション創出フェーズへの応募にあたっては、「【ソリューション】様式 1～6」について、もれなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

※網掛け部分は説明や記入例です。提出時には削除してください。

【シナリオ創出フェーズ】

※記載用様式（Word 版）は JST サイトまたは e-Rad サイトからダウンロードしてください。

2019【シナリオ】様式 1　**提案**　※2～3 枚以内でわかりやすく記述してください。

<table>
<tr><td>プロジェクト名</td><td colspan="4">プロジェクト名（e-Rad に入力した研究開発課題名）を記入(30 字程度)</td></tr>
<tr><td>研究開発期間</td><td colspan="4">（　　）年間（最大 2 年間）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究代表者
氏名</td><td>（フリガナ）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>（漢字等）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所属機関</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>部局</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>職名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">協働実施者
氏名</td><td>（フリガナ）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>（漢字等）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所属機関</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>部局</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>職名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究開発活動</td><td>社会課題・目的</td><td colspan="3">（1）　解決しようとする社会課題の概略
（2）　SDG s 達成のビジョン（目指すべき姿）
（3）　ビジョン達成に向けた共創の重要性がステークホルダー間で認識・共有されていること。
（4）　対象とする社会課題やその検討状況が示されていること。
（5）　提案される技術シーズを用いての社会課題への取り組みを希望する理由（主に『社会課題に取り組む当事者の代表』が記載）
各項目について 200 字程度にまとめてください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（6）キーワード（自由記入）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">方法</td><td>期間中の目標と達成</td><td>（1）目標とその達成方法の概要（基になる研究開発成果は様式 2.1 参照）
・研究開発支援を受ける期間中の目標を記載してください。
・目標の達成方法について、具体的な実施項目と実施項目毎の期間・対象（人・組織・地域等）を箇条書きで示してください。
・競合する研究開発の有無、競合がある場合はそれらと比較した本提案の基となる研究開発成果の差異を説明してください。
・可能性試験の実施計画を具体的に示してください。（規模、参画者、実施場所等）
・全体で 200 字程度にまとめてください。</td></tr>
<tr><td>資金</td><td>総額　　（千円）　　うち初年度　　（千円）
（2）研究開発費の主な使途と金額（千円）
主な業務項目別に概算金額を記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">効果</td><td colspan="2">（1）研究開発活動の対象・受益者
社会課題の解決によってどのような便益が誰にもたらされるか、便益を享受する人々が社会課題解決のためどのような協力をするかを 100 字程度にまとめてください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（2）プロジェクト終了後の継続性
プロジェクト終了後、どのように研究開発活動を継続するのかを簡潔に記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（3）本プログラムが果たす役割
本プログラムの支援がない場合の問題について簡潔に書いてください。</td></tr>
</table>

	協力組織	プロジェクトに協力する関与者・組織を記載してください。

【備考】

2019【シナリオ】様式 2.1　**研究開発プロジェクトの基となる技術シーズ（1）**

（1 枚以内にまとめてください。社会課題の解決に向けた技術シーズ、解決のためのアプローチや手法のアイディアについてわかりやすく記載してください。）

技術シーズの名称（概要、課題名）			
研究実施者		研究者番号	
所属役職		研究分野	・自由記入
提供を受けた公的資金名			
報告書、URL など	・URL が無い場合は、掲載された雑誌、特許、本などを明記してください。 ・別途、コピー等の送付をお願いする場合もあります。		
知的財産権の有無	・出願番号などを記入してください。		
使用許諾権	・技術シーズの所有者や特許権者から、研究開発活動に関する使用許諾を得ているか、まだ得ていない場合はその見込みや進捗状況を記載してください。		
参考文献			
研究代表者（協働実施者）との関係			
技術シーズの概要	・技術シーズの概要について記述してください。 ・様式 2.2 と併せて記入してください。 <ポイント> ・専門家以外にも分かるように平易な文章で記述してください。 ・必要に応じて、図表を用いても構いません。 ・プロトタイプの試作やフィールドテストの経験があれば記載してください。		

2019【シナリオ】様式 2.2　**研究開発プロジェクトの基となる技術シーズ（2）**

（1 枚以内にまとめてください）

社会課題の解決に向けた技術シーズの概要（2）	・解決のためのアプローチや手法のアイディアについて、様式 2.1　に続けてこの範囲で記入してください。

2019【シナリオ】様式 3.1　**研究開発プロジェクトの計画（1）**　　（1 枚以内にまとめて書いてください。）

1．計画表

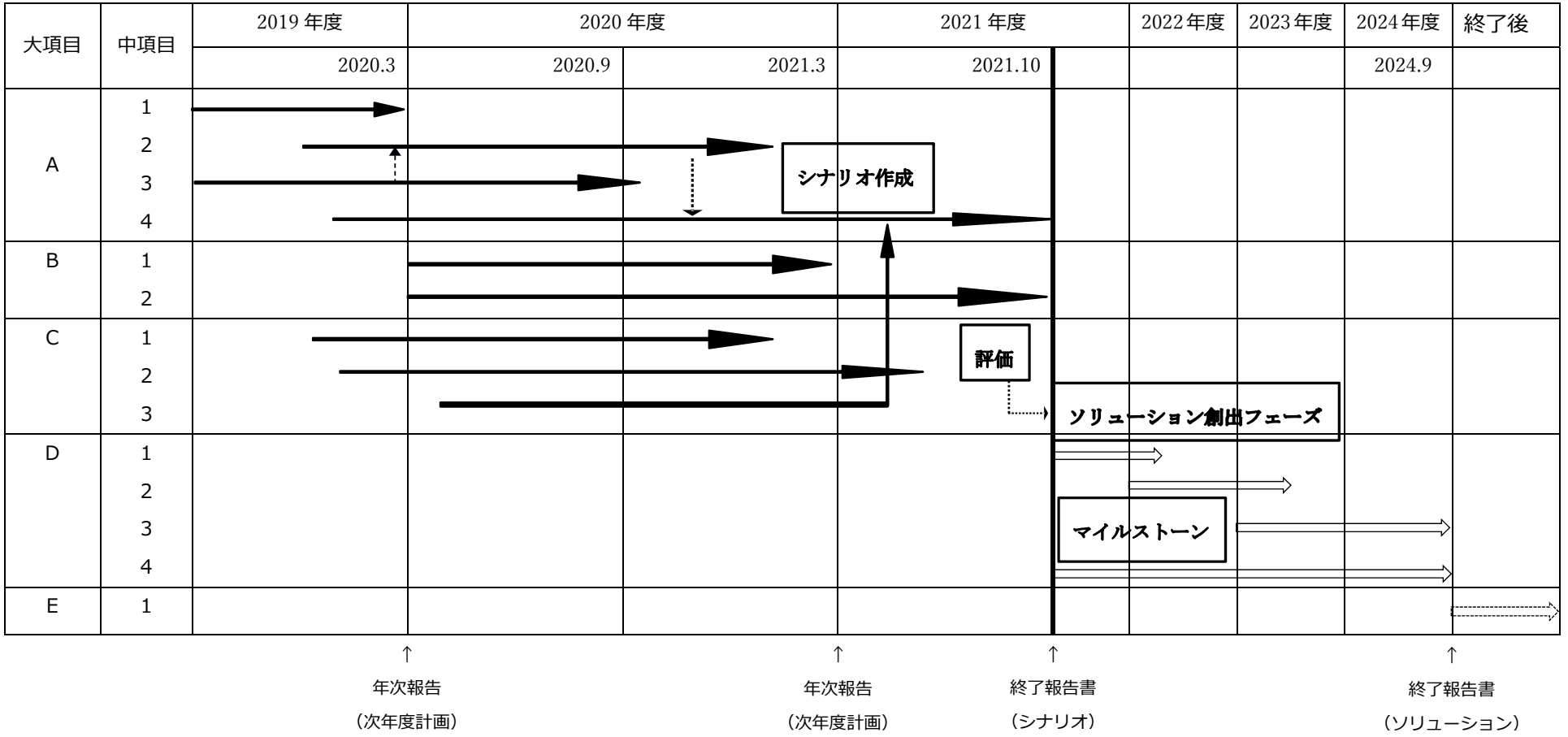

計画表中の記載は例示です。

背景と研究開発支援を受ける期間中の目標も踏まえて、上記の計画表（概要）を作成してください。大項目は、「様式１　提案」の「期間中の目標と達成」に記載した実施項目と同じにしてください。

<ポイント>

- PDCA（特に C（中間評価）の時期・観点・方法等）、KPI を考慮して、主となる計画を記述してください。
- 四半期、上下期、年度などの区切りよりも、活動の進捗を考慮してスケジュールを作成してください。
- シナリオ創出期間中に重点をおいて具体的なマイルストーン（時期、定量的な評価項目）を記入してください。また、SDGｓ達成のビジョンをイメージしその先のソリューション創出、終了後も見据えた計画としてください。
- 研究開発開始後（令和元年 11 月以降）速やかにプログラム総括等による研究開発実施場所訪問（サイトビジット）を行いますので、計画表にこのサイトビジットの予定を明記してください。
- 研究開発進捗の中で、プログラム総括等によるサイトビジットを希望する時期を計画表に記載してください。年１～２回が目安です。

2019【シナリオ】様式 3.2　**研究開発プロジェクトの計画（２）**

（2 枚以内にまとめて書いてください。）

２．計画表の説明

・様式 3.1 の計画表で示した実施項目（大項目および中項目）について、資金計画との整合性を読み取れるように、実施内容を具体的に記載してください。

・各実施項目について、研究開発に取り組む主体（「研究代表者」、「協働実施者」、「研究代表者及び協働実施者」、「コーディネーター」、「その他（氏名）」、など）を記載してください。

・シナリオの創出とその先のソリューション創出に向けたマイルストーンについても、時期を明記し、できるだけ定量的に説明してください。

・プロジェクト終了後も具体的な担い手（『社会課題に取り組む当事者の代表』等）が事業を継続できる研究開発計画・体制も記述してください。

・PDCA や KPI、主となる計画を記述してください。

2019【シナリオ】様式 3.3　**研究開発プロジェクトの計画（３）**

１．資金計画（1 枚以内にまとめて書いてください。）

単位：千円

		1 年度 (2019.11～2020.3)	2 年度 (2020.4～2021.3)	3 年度 (2021.4～2021.10)	合計
研究開発費 （直接経費）	物品費				
	旅費				
	人件費・謝金				
	その他				
合計					

主要費用項目の説明：

- 主要費用項目の使途目的を説明してください（単位：千円）。特に全経費に占める割合の大きいものは研究開発活動上の必要性がわかるように記載してください。
- 2019 年度は、その研究開発期間に応じて研究開発費を配分してください。なお、研究開発期間は 2021.10 末までです。
- 間接経費は、原則直接経費の 30%を上限として措置されます。本表への記載は不要です。
- 詳細は、「5.5 研究開発費」をご参照ください。

2019【シナリオ】様式 3.3　**研究開発プロジェクトの計画（3）**

（2．3．あわせて 1 枚以内にまとめて書いてください。）

2．研究開発費（直接経費）の内訳（2019 年度）

	費目	品名	積算根拠（単価・個数等）	概 算 額（千円）
直接経費	物品費	ソフトウェア	@16,000×1 個	16
	旅費	国内出張	@20,000×10 回	200
	人件費・謝金	技術補助	@1,000 円/時間×6 時間/日×20 日/月×5 月	600
	その他			

2019 年度（5 ヶ月分）の主な使途について、内訳を記入してください。

3．特記事項

- その他、費用面で特記すべき項目を記入してください。

2019【シナリオ】様式 4.1　**研究開発プロジェクトの組織体制（１）**

１．研究代表者、協働実施者（2 枚以内にまとめて書いてください。）

（１）研究代表者

<table>
<tr><td rowspan="6">研究代表者</td><td>氏名（フリガナ）：</td><td>生年月日（西暦）：</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属機関／組織名：</td></tr>
<tr><td>部局：</td><td>職名：</td></tr>
<tr><td colspan="2">〒　　住所：</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先（TEL 、FAX 、 E-mail）</td></tr>
<tr><td colspan="2">緊急連絡先（携帯電話など）：</td></tr>
</table>

研究代表者の略歴：

・研究開発を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

（2）協働実施者

協働実施者	氏名（フリガナ）：	生年月日（西暦）：
	所属機関／組織名：	
	部局：	職名：
	〒　　住所：	
	連絡先（TEL 、FAX 、 E-mail）	
	緊急連絡先（携帯電話など）：	

協働実施者の略歴：

・研究開発を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

（3）研究代表者と協働実施者のこれまでの関係

・研究代表者と協働実施者がこれまで共同で活動した実績などを記載してください。

2019【シナリオ】様式 4.2　**研究開発プロジェクトの組織体制（２）**

２．研究開発プロジェクト組織図（1 枚以内にまとめて書いてください。）

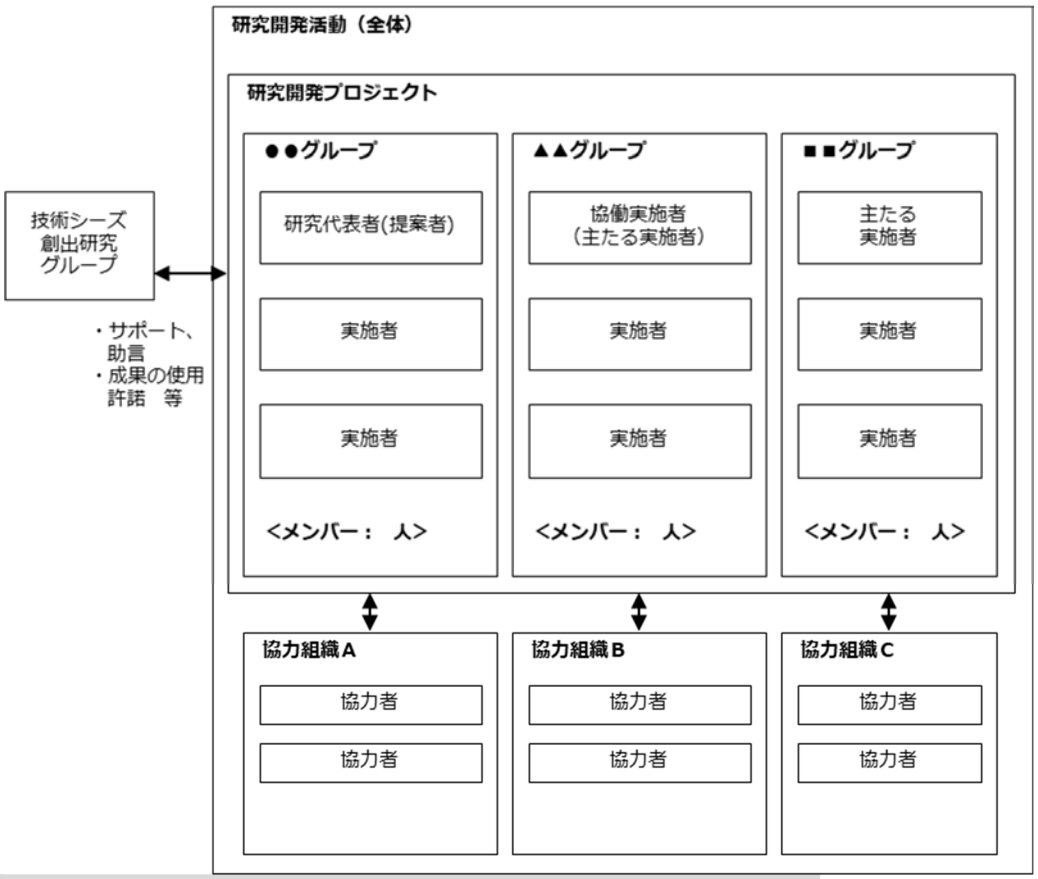

- 上図を参考にプロジェクト全体の組織図を作成してください。
- 「第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について」、「第 8 章 提案公募 Q&A」も参照ください。
- 研究代表者が協働実施者を兼務する場合は、該当グループは削除してください。兼務する場合は「4.5.2 提案者の要件」「第 8 章 提案公募 Q&A」も参照ください。

2019【シナリオ】様式 4.2　**研究開発プロジェクトの組織体制（2）**

3．研究開発組織の位置づけ（1 枚以内にまとめて書いてください。）

- 研究開発に関わる全体の組織の中での各グループ、組織の位置づけを説明してください。
- 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に主たる実施者としてプロジェクトに参加される場合、その理由を記載してください（「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」「第 8 章 提案公募 Q&A」参照）。
- 対話・協働を行うステークホルダーによるネットワークの構築と活動状況についても説明してください。

2019【シナリオ】様式 5　**他制度での助成等の有無**（1 枚程度でまとめて書いてください。）

研究代表者（提案者）名：

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費　（期間全体） ②研究費　（2019 年度） ③研究費　（2020 年度） ④研究費　（2021 年度）	役割 （代表/分担）	ｴﾌｫｰﾄ（%）
SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム	（本提案）	2019 ～ 2021	12,000 千円 3,000 千円 6,000 千円 3,000 千円	研究代表者	30
科学研究費補助金基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○	2019 ～ 2021	6,000 千円 2,000 千円 2,000 千円 2,000 千円	代表	10
（申請中） ○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○	2019	①　1,000 千円 ②　1,000 千円 ③　0 千円 ④　0 千円	分担	5

協働実施者（提案者）名：

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費　（期間全体） ②研究費　（2019 年度） ③研究費　（2020 年度） ④研究費　（2021 年度）	役割 （代表/分担）	ｴﾌｫｰﾄ（%）
SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム	（本提案）	2019 ～ 2021	①　4,000 千円 ②　1,000 千円 ③　2,000 千円 ④　1,000 千円	研究代表者	30
科学研究費補助金基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○	2019 ～ 2021	①　6,000 千円 ②　2,000 千円 ③　2,000 千円 ④　2,000 千円	代表	10
（申請中） ○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○	2019	①　1,000 千円 ②　1,000 千円 ③　0 千円 ④　0 千円	分担	5

<各助成金の背景説明>

- 研究代表者と協働実施者の分のみ記述してください（兼務する場合は片方のみ）。
- 採択中、あるいは申請中の他制度の助成と本プログラムとの関係、配分などを説明してください。
- 本プログラムと関係があれば、中断された助成も含めて記入してください。
- プログラム名、制度名、代表／分担などの役割を記入してください。
- メンバーが重複する場合には、その旨も記入してください。

【ソリューション創出フェーズ】

※記載用様式（Word 版）は JST サイトまたは e-Rad サイトからダウンロードしてください。

2019【ソリューション】様式 1　**提案**　※3～4 枚程度でわかりやすく記述してください。

<table>
<tr><td>プロジェクト名</td><td colspan="4">プロジェクト名（e-Rad に入力した研究開発課題名）を記入(30 字程度)</td></tr>
<tr><td>研究開発期間</td><td colspan="4">（　　）年間（最大 3 年間）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究代表者
氏名</td><td>（フリガナ）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>（漢字等）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所属機関</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>部局</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>職名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">協働実施者
氏名</td><td>（フリガナ）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>（漢字等）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所属機関</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>部局</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>職名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">研究開発活動</td><td rowspan="2">社会課題・目的</td><td colspan="4">（1）　解決しようとする社会課題の概略
（2）　2030 年までに目指すべき社会の姿（ビジョン）
（3）　提案される技術シーズを用いての社会課題への取り組みを希望する理由（主に『社会課題に取り組む当事者の代表』が記載）
各項目について 200 字程度にまとめてください。</td></tr>
<tr><td colspan="4">（4）キーワード（自由記入）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="3">方法</td><td>期間中の目標と達成</td><td colspan="4">（1）目標とその達成方法の概要（基になる研究開発成果は様式 2.1 参照）
・研究開発支援を受ける期間中の目標を記載してください。
・目標の達成方法について、具体的な実施項目と実施項目毎の期間・対象（人・組織・地域等）を箇条書きで示してください（実証試験の内容を含む）。
・競合する研究開発の有無、競合がある場合はそれらと比較した本提案の基となる研究開発成果の差異を説明してください。
・全体で 300 字程度にまとめてください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資金</td><td>総額</td><td>（千円）</td><td>うち初年度</td><td>（千円）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（2）研究開発費の主な使途と金額（千円）
主な業務項目別に概算金額を記載してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">効果</td><td colspan="5">（1）研究開発活動の対象・受益者
社会課題の解決によってどのような便益が誰にもたらされるか、便益を享受する人々が社会課題解決のためどのような協力をするかを 100 字程度にまとめてください。</td></tr>
<tr><td colspan="5">（2）プロジェクト終了後の継続性
プロジェクト終了後に『社会課題に取り組む当事者の代表』がどのように研究開発活動を継続するのかを簡潔に記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="5">（3）本プログラムが果たす役割
本プログラムの支援がない場合の問題について簡潔に書いてください。</td></tr>
<tr><td>協力組織</td><td colspan="5">・
・
プロジェクトに協力する関与者・組織を記載してください。</td></tr>
</table>

【備考】

2019【ソリューション】様式 2.1　**研究開発プロジェクトの基となる技術シーズ（1）**

（1 枚以内にまとめてください。技術シーズが既にあることが応募要件となっていますので簡潔かつわかりやすく記載してください。）

技術シーズの名称（概要、課題名）			
研究実施者		研究者番号	
所属役職		研究分野	・自由記入
提供を受けた公的資金名			
報告書、URL など	・URL が無い場合は、掲載された雑誌、特許、本などを明記してください。 ・別途、コピー等の送付をお願いする場合もあります。		
知的財産権の有無	・出願番号などを記入してください。		
使用許諾権	・技術シーズの所有者や特許権者から、研究開発活動に関する使用許諾を得ているか、まだ得ていない場合はその見込みや進捗状況を記載してください。		
参考文献			
研究代表者（協働実施者）との関係			
技術シーズの概要	・技術シーズの概要について記述してください。 ・様式 2.2 と併せて記入してください。 <ポイント> ・専門家以外にも分かるように平易な文章で記述してください。 ・必要に応じて、図表を用いても構いません。 ・プロトタイプの試作やフィールドテストの経験があれば記載してください。		

2019【ソリューション】様式 2.2　**研究開発プロジェクトの基となる技術シーズ（2）**

（1 枚以内にまとめてください）

技術シーズ の概要（2）	・様式 2.1　研究開発成果の概要（1）に続けてこの範囲で記入してください。

2019【ソリューション】様式 3.1　**研究開発プロジェクトの計画（1）**　（1 枚以内にまとめて書いてください。）

1．計画表

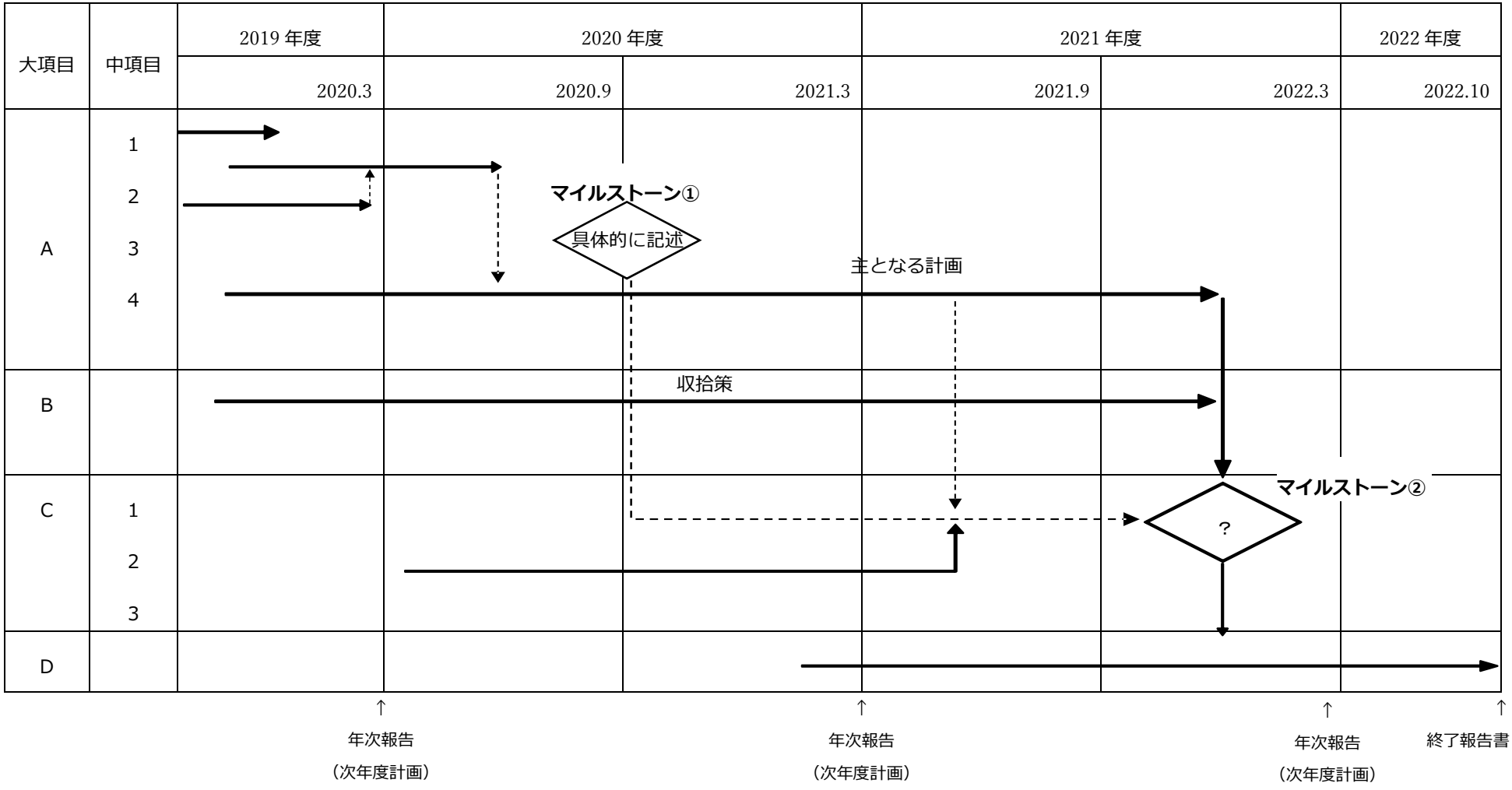

計画表中の記載は例示です。

背景と研究開発支援を受ける期間中の目標も踏まえて、上記の計画表（概要）を作成してください。大項目は、「様式１　提案」の「期間中の目標と達成」に記載した実施項目と同じにしてください。

<ポイント>

- PDCA（特に C（中間評価）の時期・観点・方法等）、KPI を考慮して、主となる計画を記述してください。
- 四半期、上下期、年度などの区切りよりも、活動の進捗を考慮してスケジュールを作成してください。
- 具体的なマイルストーン（時期、定量的な評価項目）を記入してください。
- 達成できなかった場合のリスクヘッジである収拾策を記述してください。
- 研究開発開始後（令和元年 11 月以降）速やかにプログラム総括等による研究開発実施場所訪問（サイトビジット）を行いますので、計画表にこのサイトビジットの予定を明記してください。
- 研究開発進捗の中で、プログラム総括等によるサイトビジットを希望する時期を計画表に記載してください。年１～２回が目安です。

2019【ソリューション】様式 3.2　**研究開発プロジェクトの計画（２）**

（2 枚以内にまとめて書いてください。）

２．計画表の説明

・様式 3.1 の計画表で示した実施項目（大項目および中項目）について、資金計画との整合性を読み取れるように、実施内容を具体的に記載してください。

・各実施項目について、研究開発に取り組む主体（「研究代表者」、「協働実施者」、「研究代表者及び協働実施者」、「コーディネーター」、「その他（氏名）」、など）を記載してください。

・マイルストーンについても、時期を明記し、できるだけ定量的に説明してください。

・PDCA や KPI、主となる計画とリスクヘッジである収拾策を記述してください。

2019【ソリューション】様式 3.3　**研究開発プロジェクトの計画（３）**

１．資金計画（1 枚以内にまとめて書いてください。）

単位：千円

		1 年度 (2019.11～ 2020.3)	2 年度 (2020.4～ 2021.3)	3 年度 (2021.4～2022.3)	最終年度 (2022.4～ 2022.10)	合計
研究開発費 （直接経費）	物品費					
	旅費					
	人件費・謝金					
	その他					
合計						

主要費用項目の説明：

- 主要費用項目の使途目的を説明してください（単位：千円）。特に全経費に占める割合の大きいものは研究開発活動上の必要性がわかるように記載してください。
- 2019 年度と最終年度は、その研究開発期間に応じて研究開発費を配分してください。なお、研究開発期間は 2023.3（2022 年度末）まで延長することが可能です（ただし、最終年度の秋以降は評価プロセスが並行します。また、延長分の予算措置は行いません）。
- 間接経費は、原則直接経費の 30%を上限として措置されます。本表への記載は不要です。
- 詳細は、「5.5 研究開発費」をご参照ください。

2019【ソリューション】様式 3.3　**研究開発プロジェクトの計画（3）**

（2．3．あわせて 1 枚以内にまとめて書いてください。）

2．研究開発費（直接経費）の内訳（2019 年度）

	費目	品名	積算根拠（単価・個数等）	概 算 額（千円）
直接経費	物品費	ソフトウェア	@16,000×1 個	16
	旅費	国内出張	@20,000×10 回	200
	人件費・謝金	技術補助	@1,000 円/時間×6 時間/日×20 日/月×5 月	600
	その他			

2019 年度（5 ヶ月分）の主な使途について、内訳を記入してください。

3．特記事項

- その他、費用面で特記すべき項目を記入してください。

2019【ソリューション】様式 4.1　**研究開発プロジェクトの組織体制（１）**

１．研究代表者、協働実施者（2 枚以内にまとめて書いてください。）

（１）研究代表者

<table>
<tr><td rowspan="6">研究代表者</td><td>氏名（フリガナ）：</td><td>生年月日（西暦）：</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属機関／組織名：</td></tr>
<tr><td>部局：</td><td>職名：</td></tr>
<tr><td colspan="2">〒　　住所：</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先（TEL 、FAX 、 E-mail）</td></tr>
<tr><td colspan="2">緊急連絡先（携帯電話など）：</td></tr>
</table>

研究代表者の略歴：

・研究開発を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

（2）協働実施者

協働実施者	氏名（フリガナ）：	生年月日（西暦）：
	所属機関／組織名：	
	部局：	職名：
	〒　　住所：	
	連絡先（TEL 、FAX 、 E-mail）	
	緊急連絡先（携帯電話など）：	

協働実施者の略歴：

・研究開発を推進する上で必要十分な経験を有するかの判断材料とします。

（3）研究代表者と協働実施者のこれまでの関係

・研究代表者と協働実施者がこれまで共同で活動した実績などを記載してください。

2019【ソリューション】様式 4.2　**研究開発プロジェクトの組織体制（2）**

2．研究開発プロジェクト組織図（1 枚以内にまとめて書いてください。）

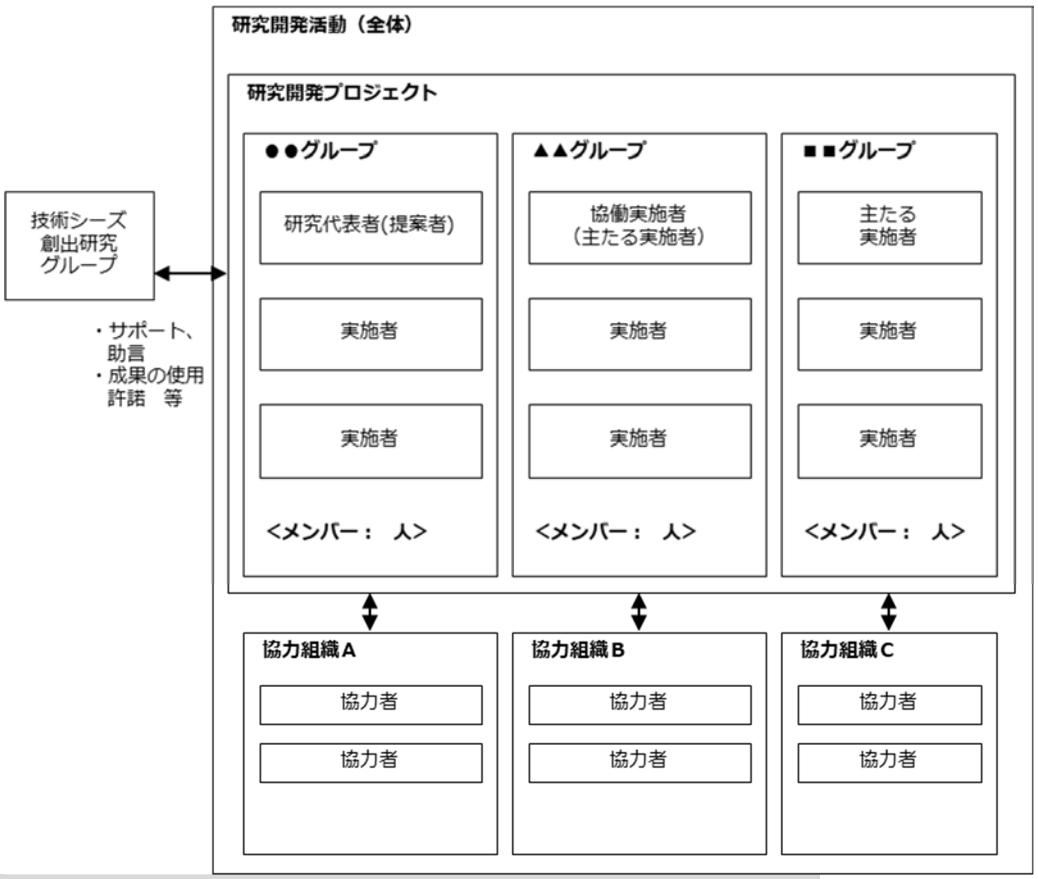

- 上図を参考にプロジェクト全体の組織図を作成してください。
- 研究代表者が協働実施者を兼務する場合は、該当グループは削除してください。兼務する場合は「4.5.2 提案者の要件」「第 8 章 提案公募 Q&A」も参照ください。
- 研究開発の基となる技術シーズを創出した者が誰か分かるように、研究グループに記入してください。当該の者とプロジェクト内の者が同一の場合は、研究グループの項目にも同一の氏名を記入してください。
- 「第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について」、「第 8 章 提案公募 Q&A」も参照ください。

2019【ソリューション】様式 4.2　**研究開発プロジェクトの組織体制（2）**

3．研究開発組織の位置づけ（1 枚以内にまとめて書いてください。）

- 研究開発に関わる全体の組織の中での各グループ、組織の位置づけを説明してください。
- 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に主たる実施者としてプロジェクトに参加される場合、その理由を記載してください（「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」「第 8 章 提案公募 Q&A」参照）。
- ネットワーク構築とコーディネート活動の状況についても説明してください。

2019【ソリューション】様式 5　**他制度での助成等の有無**（1 枚程度にまとめてください。）

研究代表者（提案者）名：

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費　（期間全体） ②研究費　（2019 年度） ③研究費　（2020 年度） ④研究費　（2021 年度） ⑤研究費　（2022 年度）	役割 （代表/分担）	ｴﾌｫｰﾄ（%）
SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム	（本提案）	2019 ～ 2022	①　28,000 千円 ②　4,500 千円 ③　10,000 千円 ④　8,000 千円 ⑤　5,500 千円	研究代表者	30
科学研究費補助金基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○	2019 ～ 2021	①　6,000 千円 ②　2,000 千円 ③　2,000 千円 ④　2,000 千円 ⑤　0 千円	代表	10
（申請中） ○○財団 助成金事業	○○○○○○○○○○○○	2019	①　1,000 千円 ②　1,000 千円 ③　0 千円 ④　0 千円 ⑤　0 千円	分担	5

協働実施者（提案者）名：

制度名	課題名(プロジェクト名)	期間	①研究費　（期間全体） ②研究費　（2019 年度） ③研究費　（2020 年度） ④研究費　（2021 年度） ⑤研究費　（2022 年度）	役割 （代表/分担）	ｴﾌｫｰﾄ（%）
SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム	（本提案）	2019 ～ 2022	①　28,000 千円 ②　4,500 千円 ③　10,000 千円 ④　8,000 千円 ⑤　5,500 千円	分担	30
科学研究費補助金基盤研究(B)	○○○○○○○○○○○○	2019 ～ 2021	①　6,000 千円 ②　2,000 千円 ③　2,000 千円 ④　2,000 千円 ⑤　0 千円	代表	10
（申請中）	○○○○○○○○○○	2019	①　1,000 千円	分担	5

○○財団 助成金事業	○○		② ③ ④ ⑤	1,000 千円 0 千円 0 千円 0 千円		

<各助成金の背景説明>

- 研究代表者と協働実施者の分のみ記述してください（兼務する場合は片方のみ）。
- 採択中、あるいは申請中の他制度の助成と本プログラムとの関係、配分などを説明してください。
- 本プログラムと関係があれば、中断された助成も含めて記入してください。
- プログラム名、制度名、代表／分担などの役割を記入してください。
- メンバーが重複する場合には、その旨も記入してください。

2019【ソリューション】様式 6

事業構想（シナリオ）　（様式 6 全体で 15 枚を超えないように記載してください）

グレー網がけ部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

１．目指すべき姿（ビジョン）

（１）具体的なビジョン

「社会課題に取り組む当事者の代表」が描く独自の目指すべき姿を具体的に記述してください。

5W1H で記述してください。誰が、どの組織が、どの組織の協力で、どの地域において、どのような受益者に対して、何を実施するかなど具体的に記述してください。

（２）ビジョンを実現することによる価値創造

以下の項目②－１、②－２、②－３において、ビジョンを実現することで創造される価値を環境、社会および経済の側面からそれぞれ記述してください。「（１）具体的なビジョン」と重複した記述があっても構いません。

また、それぞれの価値創造をめざすにあたり優先する SDGs の目標（ゴール）や 169 のターゲット（SDGs の趣旨から、複数課題の同時解決をめざす視点を踏まえてください）と、相反しないように留意する SDGs ゴールや 169 のターゲットを記載してください。

②－１　環境面

・ビジョンを実現することで創造される価値：

例えば、省エネルギー、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、水や大気の環境、などの切り口が想定されます。

・優先する SDGs のゴールやターゲット：

・相反しないように留意する SDGs のゴールやターゲット：

②－２　社会面

・ビジョンを実現することで創造される価値：

例えば、防災、健康、少子高齢化への対応、社会的連帯、などの切り口が想定されます。

・優先する SDGs のゴールやターゲット：

・相反しないように留意する SDGs のゴールやターゲット：

②－３　経済面

・ビジョンを実現することで創造される価値：

例えば、雇用創出、新産業創出、社会的コストの低減、などの切り口が想定されます。

・優先する SDGs のゴールやターゲット：

・相反しないように留意する SDGs のゴールやターゲット：

（３）SDGs の総合的な活用

SDG s の 17 のゴールや 169 のターゲットは相互に関連するものが多く、ゴールやターゲットを組み合わせた統合的な取り組みが求められます。以下の③－１、③－２の項目において、ビジョンを実現するために特に優先する目標群や、ビジョンの実現により相反しないように（トレードオフにならないように）留意する目標群等を記述してください。

③－１　特に優先する目標群

上述の「（２）ビジョンを実現することによる価値創造」に記載された「優先する SDGs のゴールやターゲット」を基に、ビジョンを実現するために特に優先して活用する目標群（ゴール）について記述してください。ゴールだけでなくターゲットを用いても構いません。記載に当たっては、SDGs の趣旨から、複数課題の同時解決をめざす視点を踏まえてください。

③－２　相反しないように留意する目標群

上述の「（２）ビジョンを実現することによる価値創造」に記載された「相反しないように留意する SDGs のゴールやターゲット」を基に、ビジョンを実現することで相反してしまう懸念のある目標群（ゴール）とその対策について検討し、提案者の考えを記述してください。ゴールだけでなくターゲットを用いても構いません。

（４）受益者

④－１　ビジョンにおける受益者

ビジョンを実現することによる受益者は誰であるのか、現状では誰が取り残されているのか、さらに、ビジョンは包摂性を満たしているか（「誰一人取り残さない」という理念に沿っているか）、について記述してください。

④－２　受益者と共有する価値

受益者と価値を共有することにより、受益者はどのような満足を得ると想定されるか（受益者側の価値とは何か）を記述してください。

④－３　受益者との価値共有の方法

ビジョンを実現することで創造される価値は、誰が何をすることで、どのように受益者と共有されるのかを記述してください。

２．解決策

（１）社会課題

ビジョンを実現するために、何が問題で、何に取り組むべきであるのか、その社会課題を記述してください。

（２）社会課題の解決

②－１　社会課題を解決する方法、技術シーズの活用法

ビジョンを実現するためにどのように取り組むのか、その方法について記述してください。さらに、その中で技術シーズがどのように活用されるのかについても記述してください。

②－２　研究代表者と協働実施者

研究開発プロジェクト期間中および期間終了後に、研究代表者と協働実施者はどのように役割を分担するか。研究代表者と協働実施者はどのような責任を負うのか。

②－３　コーディネーター

受益者を含むステークホルダー間を調整し、研究開発の推進に貢献するコーディネート活動を行う人物を明記してください。研究代表者や協働実施者以外の人物でも構いません。

②－４　解決策を定着させる担い手

現在取り組んでいる地域において、解決策は誰が定着させるのか、その担い手を明記してください。

②－５　他地域への展開の担い手

解決策を誰が他地域に展開するのか、その担い手を明記してください。

②－６　若手研究者等の登用（任意）

人材育成の観点より、研究開発プロジェクトへの若手研究者の登用も期待されます（必須ではありません）。もし、若手研究者・実施者の登用法に工夫があれば、その内容を記述してください。

（３）　解決策の優位性

③－１　受益者側から見た優位性

受益者は他の解決策ではなく、申請者の解決策を選ぶのはなぜか。他と何が異なるのか記述してください。優位性は技術シーズの独自性ではなく、解決策の効果の観点から示してください。

③－2　優位性の根拠

他の取り組みに対する優位性を示してください。現時点で根拠が不足している場合は、今後どのように示す予定か記載してください。

③－3　展開の可能性

差別化の内容は特定の地域のみに通用するものではなく、地域性を踏まえた上で全国、さらには海外を含めた他地域に普及・展開する可能性があることを示してください。

（4）社会課題に取り組むための資源

④－1　すでに得られている資源

すでに得られている資源はどのようなもので、どのように活用するかを記述してください。資源の例として、人材、実施体制、施設、設備、活動資金、知的財産、情報などが想定されます。

④－2　現時点で不足している資源

現時点で不足しており、これから得ようとする資源はどのようなもので、どのように活用するのかを記述してください。

④－3　協働実施者が研究者から受け取る技術シーズ

協働実施者が研究者から受け取る技術シーズはどのような内容であるのか記述してください。技術シーズの種別の例として、知財、ノウハウ、マニュアル、データ、人材、人脈などが想定されます。

④－4　必要な資金

現在取り組んでいる地域にて解決策を定着させるために必要な資金を、内訳を含めて記載してください。概算値でかまいません。

④－5　資金調達

現在取り組んでいる地域にて解決策を定着させるために、資金をどのように調達するのか、誰から調達する想定なのか記述してください。

3．解決策の定着・他地域への展開の実現（最終目標）の筋書き

・研究代表者と協働実施者がソリューション創出フェーズにおいて作成する事業計画を実行することで、解決策の定着、他地域への展開に至ると考えられます。その段階へ至るまでの筋書き、および筋書きに従って実施することで期待される姿を、具体的に記述してください。

・具体的には「誰が、どの組織が、どの組織の協力で、どの現場に対して、どのような最終受益者に対して、何を

どのように実施するか、どのような社会制度化を実現するか」「いつまでに何をするか」などを記述してください。

＜例＞

研究開発プロジェクト終了後１年目

① 取り組み

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

② 上記の取り組みにより期待される姿

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

研究開発プロジェクト終了後３年目

① 取り組み

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

② 上記の取り組みにより期待される姿

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

研究開発プロジェクト終了後●年目

① 取り組み

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

② 上記の取り組みにより期待される姿

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

・

・

・

４．研究開発プロジェクトの目標

・「３．解決策の定着・他地域への展開の実現（最終目標）の筋書き」に対して、ソリューション創出フェーズでの研究開発プロジェクトの終了時には何をどこまで達成するのか、具体的に記述してください。

・具体的には、「誰が、どの組織が、どの組織の協力で、どの現場に対して、どのような受益者に対して、何をどのように実施するか」などを記述してください。

・定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。

第 10 章　参考資料

(関連ウェブサイト等)

■国際連合広報センター

2030 アジェンダ

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

■日本経済団体連合会

経団連 SDGs 特設サイト

https://www.keidanrensdgs.com/

■文部科学省

科学技術社会連携委員会「新たな科学技術の社会実装に係る研究活動における人文社会科学と自然科学の連携の推進について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/092/houkoku/1410641.htm

科学技術・学術分野における国際活動の戦略的推進

STI for SDGs の推進に関する基本方針

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408737.htm

STI for SDGs 文部科学省施策パッケージ

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408738.htm

■JST

持続可能な開発目標(SDGs）への科学技術イノベーションの貢献 ―JST の方針―

https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、RISTEX 提案募集ウェブサイト

https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/current/proposal_2019.html

https://www.jst.go.jp/ristex/examin/sdgs/solve.html

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室・「科学と社会」推進部　募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3　サイエンスプラザ

E-mail：　boshusolve@jst.go.jp

Tel：　「科学と社会」推進部[シナリオ創出フェーズ] 03-5214-7493

RISTEX 企画運営室[ソリューション創出フェーズ・全体] 03-5214-0133

Fax：03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク　　0570-066-877(ナビダイヤル)

9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く